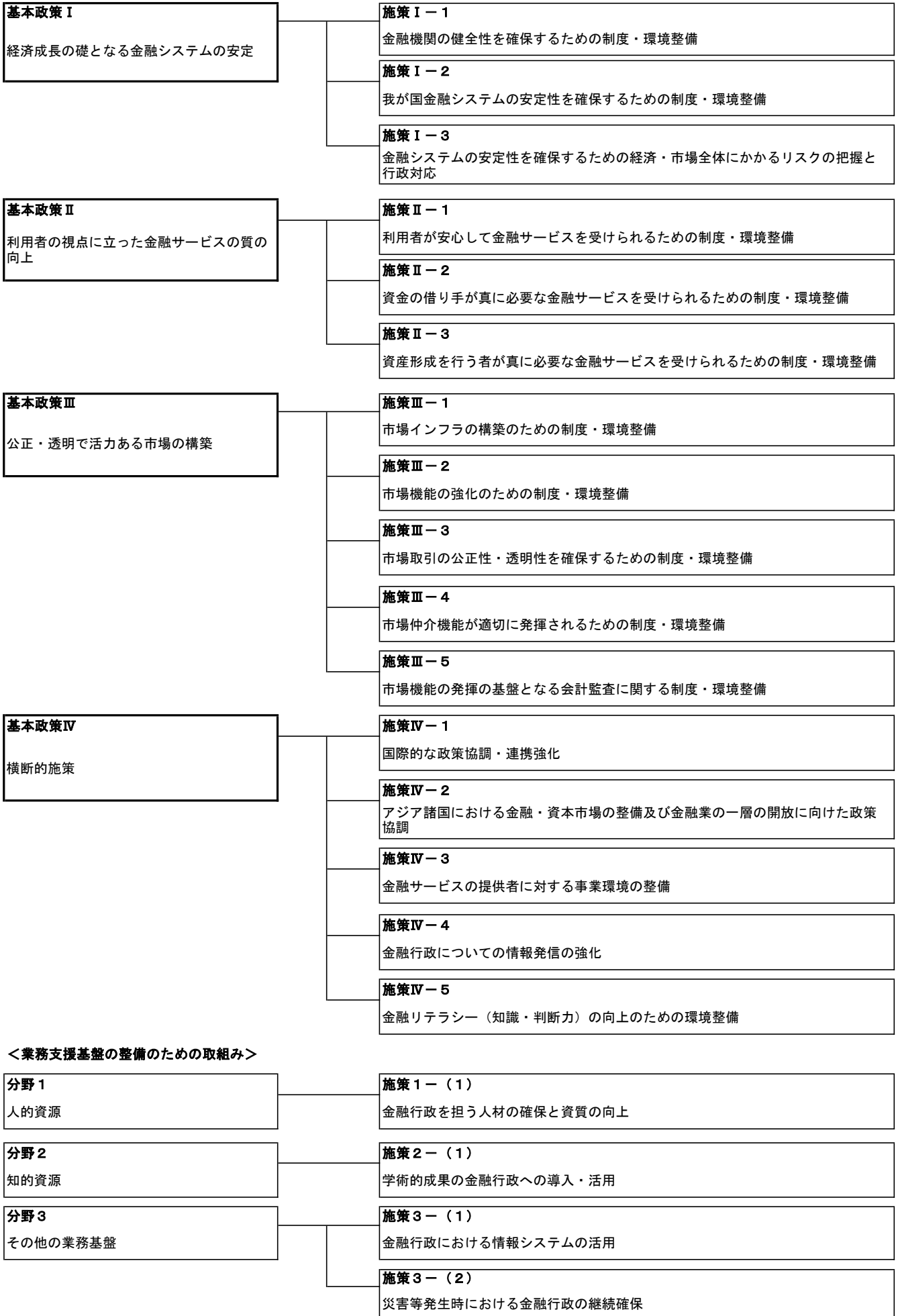


平成26年度実績評価書要旨

(評価対象期間:平成26年4月～27年3月)

平成27年8月
金融庁

平成26年度金融庁政策評価実施計画（政策体系図）



平成26年度実績評価書

金融庁26(施策I-1)

施策名	金融機関の健全性を確保するための制度・環境整備					
施策の概要	金融機関の健全性を確保するため、効果的な金融モニタリング(監督・検査)の実施、国際的な議論も踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備、金融機能強化法等の適切な運用、金融機関の業務継続体制の検証、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組み及びベター・レギュレーションの深化を図ることとしている。					
達成すべき目標	金融機関の健全性が確保されること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況(百万円)	当初予算(a)	619	622	441	399
		補正予算(b)	▲0	▲52	▲2	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	619	569	—	—
執行額(百万円)	407	306	—	—		
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<p>・『日本再興戦略』改訂2014(平成26年6月24日閣議決定)</p> <p>・「金融・資本市場活性化に向けての提言」(25年12月13日)</p> <p>・「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」(26年6月12日)</p> <p>・G20サントペテルブルク・サミット 首脳宣言(25年9月6日) 抜粋(金融規制)</p> <p>61. これまでの5年間で、我々は国際的に一貫した金融システムの改革の実施において大きな進捗を見た。全ての主要な国・地域が、部分的に又は全体について、下記の措置をとった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な資本基準(バーゼルIII)の実施 ・グローバルなシステム上重要な銀行及び保険会社の特定、及びそのリスクを最小化するための、より高い健全性基準に関する合意 ・大規模で複雑な金融機関の秩序ある破たん処理を納税者に損失を与えずに実施するために合意された手段と手続の実施 <p>これらの改革を実施するための国際的な協調とコミットメントは過去に例を見ないものである。しかし、我々は更なる作業を行う必要がある。我々はその作業が終わるまで改革の姿勢を維持することにコミットしている。</p>					

測定指標	①金融モニタリングに関する基本方針の実施状況	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		金融モニタリングを通じて得られた検証結果や課題のうち、各金融機関のより優れた業務運営(ベスト・プラクティス)や金融システム・金融市場の健全な発展につながるような事項を金融モニタリングレポートとして公表しました。また、監督局・検査局がより緊密に連携し、効果的・効率的な監督・検査を目指すため、従来の監督方針と検査方針を統合した「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」を策定・公表し、金融モニタリングに取り組みました。			26年度	達成
	②各業態の健全性指標(自己資本比率、不良債権比率等)	基準値	実績値		目標値	達成
		25年度	26年度	26年度	26年度	達成
	③金融機関のリスク管理の高度化	25年度各業態の比率(別紙参照)	26年度各業態の比率(別紙参照)	前年度水準を維持		達成
		施策の進捗状況(実績)			目標	達成
	④既承認金融機関に係る安定的なリスク管理の運用状況の把握及び承認希望金融機関に係る審査の実施	金融機関に対する定期及び随時のヒアリング等を通じ、統合的なリスク管理態勢等の把握・検証を行いました。			26年度	達成
		既承認金融機関に係る、安定的なリスク管理の運用状況等についての確認を実施しました。また、高度なリスク計測手法については、6先に対する承認を行いました。			金融機関に係るフォローアップ及び承認希望金融機関に係る審査を実施	達成

測定指標	⑤グローバルなシステム上重要な金融機関等に対する適切な監督	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		グローバルに活動する我が国の金融機関(3メガバンクグループ、野村グループ、大手損保グループ)について、監督カレッジ会合を開催しました。 また、金融モニタリング基本方針に基づき、リスク管理等の高度化(再建計画、流動性リスク管理、リスクデータ集計諸原則、ストレステスト、リスクアペタイトフレームワーク等)が図られているか、検証しました。	26年度 グローバルなシステム上重要な金融機関に対するヒアリング等を通じ、グループ全体としてのリスク管理態勢の把握・検証	達成
	⑥大規模証券会社グループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		大規模証券会社グループについて、商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について、連結ベースの計数を用い、モニタリング・分析を行いました。	26年度 商品別、国別、取引先別といった複眼的な断面から、リスクの増減・集中度等について、連結ベースの計数を用い、四半期毎にモニタリング・分析を実施	達成
	⑦保険会社又は保険持株会社を頂点とするグループに対する連結ベースの財務健全性基準に基づいた適切な監督	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		各社の連結ベースの計数について四半期毎にモニタリングを行い、金融庁ウェブサイトにて半期毎に集計結果を公表しました。	26年度 連結ベースの計数について四半期毎にモニタリングを実施	達成
	⑧国際的な議論を踏まえた国内制度の整備	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		関連告示の制定・改正及び監督指針等の改正を実施しました。	26年度 銀行法告示等の整備を実施	達成
	⑨大口信用供与等規制の見直しに係る制度整備	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		我が国の大口信用供与等規制について、国際基準との整合性を図るための改正を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が25年6月に成立したことに伴い、関係政令・内閣府令等の改正を行いました(26年10月公布)。	26年度 関係政府令の整備を実施	達成
	⑩金融機能強化法(震災特例を含む)の活用検討の促進及び同法等に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
・金融機能強化法に基づき資本参加を行った2金融機関の新しい経営強化計画を公表しました(26年8月)。 ・金融機能強化法に基づき2金融機関に対して資本参加を実施しました(26年12月)。 ・早期健全化法に基づき資本増強を行った3金融機関の新しい経営健全化計画を公表しました(27年2月及び同年3月)。 ・金融機能強化法等に基づく資本参加金融機関における経営強化計画等の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました。		26年度 金融機能強化法(震災特例を含む)について活用の検討を促すとともに、同法等に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表する。	達成	
⑪業界横断の業務継続訓練の実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
	26年9月1日及び11月15日に、全国銀行協会、金融機関等と合同で業務継続性に係る訓練を実施しました。	26年度 訓練の実施	達成	

測定指標	⑫情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		内閣サイバーセキュリティセンター(NISC)と連携し、ソフトウェアの不具合や情報セキュリティ関係団体による取組み等の情報セキュリティに関する情報を金融関係事業者団体に提供し、NISCに対しては、金融機関のシステム障害に係る情報連絡を行いました。	26年度	金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施
	金融機関の情報セキュリティ対策の向上に向けた情報提供等の実施			
	⑬金融行政の質的向上に向けての取組み	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」の取りまとめ(26年6月12日公表)や提言に盛り込まれた施策の実現に向けての取組み、金融モニタリング基本方針の策定(26年9月11日公表)等、金融行政の質的向上に資する施策を実施しました。		26年度	金融行政の質的向上に資する施策の実施	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成) (判断根拠) 金融機関の健全性を確保するための重要な取組みとして、金融モニタリング基本方針に基づくオン・オフ一体の効果的・効率的なモニタリング(測定指標①)、金融機関の統合的なリスク管理態勢の検証(測定指標③)、国際的な議論も踏まえた健全性確保のためのルール整備(測定指標⑧、⑨)等を着実に進めました。 また、金融機能強化法及び早期健全化法に基づき資本増強を行った金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップ・公表を行う等、適切な措置を講じました(測定指標⑩)。 さらに、金融機関や市場関係者等との対話を充実させることで、行政運営の質的向上(ベター・レギュレーションの深化)に向けての取組みが進展しました(測定指標⑬)。 実施計画において掲げた目標は全て達成することができましたが、引き続き効果的な金融モニタリングの実施などの取組みを進め、金融機関の健全性を確保していく必要があります。 以上のことから、測定結果を「A」としました。
	施策の分析	【必要性】 オン・オフ一体による効果的・効率的なモニタリング(測定指標①)等の取組みは、金融機関の健全性の確保を図るとともに、金融機関の業務の適切な運営を促進し、ひいては信用秩序の維持と国民経済の健全な発展につながることから、必要不可欠であると考えています。 【効率性】 金融モニタリング基本方針により金融機関に対するモニタリングプロセスの一体化が図られ、より効果的・効率的にモニタリングに取り組めたものと考えています。 【有効性】 オン・オフ一体による効果的・効率的なモニタリングの実施等により、財務の健全性・業務の適切性に係る問題を早期に発見し、必要に応じ検査・監督上の対応や検査マニュアル・監督指針の整備等を行うことにより、金融機関のリスク管理の高度化の促進につながり、金融機関の健全かつ適切な業務運営の確保(測定指標②)に資することができたものと考えています。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 金融機関の健全性は維持されているものと考えられますが、金融機関を取り巻く内外の経済・金融環境が大きく変化し続ける中、今後とも金融機関の健全性が維持されるよう注視していく必要があり、業態・金融機関の特性等を踏まえたオン・オフ一体による効果的・効率的なモニタリング等の取組みを引き続き進めていきます。 【測定指標】 ①金融モニタリングをより効果的・効率的に実施していくため、今後とも、監督・検査が緊密に連携し、効果的・効率的なモニタリングを実施していきます。 ②金融機関の健全性の維持を図るため、経済・金融情勢を勘案した効果的・効率的なモニタリングを行っていきます。 ③金融機関と深度ある双方向の議論を継続することにより、金融機関のリスク管理の高度化を促進していきます。 ④高度なリスク計測手法に係る承認審査及び承認後のフォローアップに適切に対応していきます。 ⑤監督カレッジ会合等での情報共有・議論を通じ、グローバルに活動している金融機関の適切な監督を行っていきます。 ⑥大規模証券会社グループについて、引き続き、グループ全体の経営実態の適時・的確な把握に努めるとともに、オン・オフ一体によるモニタリングを推進します。さらに、当局間のベスト・プラクティスについて情報を収集し、監督行政において活用することで、金融庁の監督実務の継続的な向上に取り組めます。 ⑦保険会社各社について、十分な健全性が確保されているか引き続き深度ある分析を継続していきます。 ⑧バーゼル3及びバーゼル銀行監督委員会における追加的な規制の見直しを踏まえ、継続的にルール整備を実施していきます。 ⑨大口信用供与等規制の見直しに係る制度整備は完了しました。したがって測定指標から削除します。 ⑩金融機能強化法等に基づき資本参加を行った金融機関について、経営強化計画等の履行状況のフォローアップ・公表を行うなど、適切な運用に努めていきます。 ⑪業界横断的な訓練に引き続き参加し、今後とも、全国銀行協会と協力してより効果的な訓練の実施等を検討していきます。 ⑫NISCと連携して情報セキュリティに関する情報提供、情報連絡の充実等を行っていきます。 ⑬金融界をはじめ各界の有識者との対話の充実を図り、金融・資本市場活性化、ひいては金融行政の質的向上に向けた更なる施策の検討を進めます。さらに、金融機関の検査・監督においても、重要なリスクに焦点を当てたオン・オフ一体的な金融モニタリング態勢の整備や、金融機関の自主的な経営改善に資する情報発信等、質の高い金融行政に資する取組みを推進します。

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議
---------------------	---------------

政策評価を行う過程に おいて使用した資料 その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・監督局総務課、検査局審査課「平成26事務年度 金融モニタリング基本方針(監督・検査基本方針)について」 (平成26年9月11日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1.html) ・検査局審査課「金融モニタリングレポートの公表について」 (平成26年7月4日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/20140704-5.html) ・監督局総務課監督企画室「主要行等の平成27年3月期決算の概要」 (平成27年6月5日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150605-3.html) ・監督局銀行第二課「地域銀行の平成27年3月期決算の概要」 (平成27年6月5日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150605-2.html) ・監督局保険課「主要生損保の平成27年3月期決算の概要」 (平成27年6月5日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/hoken/20150605-1.html) ・監督局証券課「証券会社の自己資本規制比率」 ・監督局総務課監督調査室「金融再生法開示債権の状況等について」 (平成27年8月7日公表 http://www.fsa.go.jp/status/npl/20150807.html) ・監督局総務課監督企画室、監督局証券課証券モニタリング室「大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理に係る着眼点(案)に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年9月12日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20140912-4.html) ・監督局総務課監督企画室「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年6月2日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/ginkou/20140602-2.html) ・金融商品取引業者等向け監督指針 (平成27年4月公表 http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kinyushohin/index.html) ・監督局総務課健全性基準室、監督局証券課証券モニタリング室「流動性カバレッジ比率に係る告示案に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年10月31日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20141031-5.html) ・監督局総務課健全性基準室、監督局証券課証券モニタリング室「流動性カバレッジ比率の開示に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成27年2月27日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150227-3.html) ・監督局総務課健全性基準室、監督局証券課証券モニタリング室「レバレッジ比率に関する告示案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成27年3月12日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150312-2.html) ・総務企画局企画課信用制度参事官室「平成25年金融商品取引法等改正(1年半以内施行)に係る銀行法施行令・銀行法施行規則等の改正案に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年10月17日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/20141017-2.html) ・監督局総務課協同組織金融室「全国信用協同組合連合会に対する信託受益権等の買取りの決定について」 (平成26年11月19日 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20141119-3.html) ・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画」履行状況報告書等」 (平成26年8月8日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2014b.html) (平成27年2月10日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2015b.html) ・監督局銀行第一課「経営健全化計画の履行状況報告について」 (平成26年6月27日、12月26日公表 http://www.fsa.go.jp/kenzenka/f_h26.html) ・監督局銀行第一課「経営健全化計画の見直しについて」 (平成27年2月27日、3月27日、3月31日 http://www.fsa.go.jp/kenzenka/index.html) ・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画等」 (平成26年8月8日、11月19日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2014a.html) ・総務企画局政策課、財務省国際局開発政策課 「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」の公表について」 (平成26年6月12日公表 http://www.fsa.go.jp/singi/kasseika/20140612.html)
-----------------------------------	--

担当部局名	監督局総務課監督調査室、監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課監督管理官(モニタリング支援担当)室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、総務企画局政策課、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局総務課情報化統括室、検査局総務課、検査局審査課、証券取引等監視委員会証券検査課	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	---	----------	---------

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策I-2)

施策名	我が国金融システムの安定性を確保するための制度・環境整備					
施策の概要	金融システムの安定性を確保するため、国際的な議論も踏まえた金融システムの安定確保のためのルール整備や、預金等定額保護下における破綻処理のための態勢整備の充実を図ることとしている。					
達成すべき目標	金融システムの安定性が確保されること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	41	41	42	42
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	41	41	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	①国際的な議論を踏まえた国内制度の整備	施策の進捗状況(実績)		目標	達成	
		関連告示の制定・改正及び監督指針等の改正を実施しました。	26年度		銀行法告示等の整備を実施	達成
			達成			
	②必要な措置等の適切な実施による金融システムの混乱の回避	施策の進捗状況(実績)		目標	達成	
		預金保険法に基づく資本増強を行ったりそのホールディングスについて経営健全化計画が着実に履行されるようフォローアップを行いました。 なお、26年7月に預金保険法に基づく公的資金は完済されました。	26年度		金融システムの混乱の回避	達成
			達成			
③名寄せデータの精度の維持・向上の状況	施策の進捗状況(実績)		目標	達成		
	預金保険機構と連携し、預金取扱金融機関に対し名寄せデータの整備状況を厳正に検証した結果、名寄せデータの制度の維持・向上が図られました。	26年度		前年度を維持	達成	
		達成				

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成) (判断根拠) 国際的な議論も踏まえ、金融機関の健全性確保のための規制の見直し(測定指標①)を行うなど、金融システムの安定性の確保に向けた取組みを着実に進めました。 また、預金保険法に基づく資本増強を行った金融機関について、経営健全化計画が着実に履行されるようフォローアップを行い、26年7月には、同法に基づく公的資金が完済されました(測定指標②)。 更に、名寄せデータの精度の維持・向上(測定指標③)にも努めており、破綻処理のための態勢整備の充実を図っています。 実施計画において設定した目標は全て達成となっておりますが、引き続き金融システムの安定性確保のためのルール整備などの取組みを進めていく必要があります。 以上のことから、測定結果を「A」としました。
	施策の分析	【必要性】 先般の国際的な金融危機の経験を踏まえ、市場等を通じて伝播するような危機に対応するため、国際的な基準に合わせて規制の見直しを行うこと(測定指標①)等は、金融システムの安定に資するものと考えています。 【効率性】 関係機関と連携した取組みにより、金融システムの安定を確保するための制度環境の整備を効率的に進めることができたものと考えています。 【有効性】 国際的な基準に合わせた規制の見直し(測定指標①)等の取組みにより、金融システムの安定の確保のための制度・態勢整備は進展しているものと考えています。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 金融システムの安定性は維持されているものと考えられますが、国民生活と経済活動の健全かつ円滑な発展のためには、今後とも金融システムの安定性が確保されることが必要であるため、引き続き国際的な議論を踏まえたシステムの安定性確保に向けた取組み等を進めていきます。 【測定指標】 ①バーゼル3及びバーゼル銀行監督委員会における追加的な規制の見直しを踏まえ、継続的にルール整備を実施していきます。 ②引き続き、金融システムの安定性を確保するため、必要な措置等を実施し、金融危機の未然防止に努めます。 ③預金保険機構と連携しつつ、引き続き、名寄せデータの制度の維持・向上に取り組めます。

学識経験を有する者の 知見の活用	政策評価に関する有識者会議		
政策評価を行う過程に おいて使用した資料 その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・ 監督局総務課健全性基準室「流動性カバレッジ比率に係る告示案に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年10月31日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20141031-5.html) ・ 監督局総務課健全性基準室「流動性カバレッジ比率の開示に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成27年2月27日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150227-3.html) ・ 監督局総務課健全性基準室「レバレッジ比率に関する告示案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成27年3月12日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150312-2.html) 		
担当部局名	監督局総務課監督調査室、監督局総務課、監督局総務課監督企画室、監督局総務課健全性基準室、監督局総務課信用機構対応室、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、検査局審査課	政策評価実施時期	平成27年6月

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策I-3)

施策名	金融システムの安定性を確保するための経済・市場全体にかかるリスクの把握と行政対応					
施策の概要	金融システムの安定性を確保し、金融・資本市場の動向を的確かつ早期に把握するために、内外の市場動向やマクロ経済情勢等について、実体経済との相互作用に留意しつつ、関係省庁や日銀とも連携し、マクロ・ブルーデンスの視点も踏まえ、情報の集積・調査・分析を実施する。					
達成すべき目標	システミックリスクの未然防止が図られること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	①内外の市場動向やマクロ経済情勢等に係る情報の集積・調査・分析の実施状況	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		庁内関係部署間の更なる連携強化を図った上で、内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の動向等について、経済統計、金融機関から新たに徴求したデータ及びビジネス動向に関する資料等を活用したより深度ある分析を実施するとともに、エコノミスト・アナリスト等の幅広い有識者からより高い頻度でヒアリング等を行うこと等を通じて、金融セクターに内在するリスクの把握に積極的に取り組んだ。		26年度	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり) (判断根拠) 内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の動向等について深度ある分析を行うとともに、金融セクターに内在するリスクの把握に積極的に取り組みました。 また、集積した情報及び分析結果を検査・監督の現場へ還元し、金融機関へのヒアリングにおいて活用すること等により、積極的に金融行政への反映を図ることで、システミックリスクの未然防止のための取組みを着実に進めました。 実施計画において掲げた目標は達成となっておりますが、日銀を含む主要国中銀の金融政策の変化やそれを受けた金融市場の動向、中国経済の動向などに注目が集まる中、情報収集・分析の高度化等を通じて今後もこうした取組みを一層進めていく必要があります。 以上のことから、測定結果を「B」としました。
	施策の分析	【必要性】 金融機関を取り巻くリスクが多様化・複雑化するなか、そのリスクの特性や変化をきめ細かく把握する必要性は高まっています。 【効率性】 内外の市場動向やマクロ経済情勢、金融機関の動向等について、経済統計や金融機関から新たに徴求したデータやビジネス動向に関する資料等を活用したより深度ある分析を実施するとともに、エコノミスト・アナリスト等の幅広い有識者からより高い頻度でヒアリング等を行うこと等を通じて、効率的に金融セクターに内在するリスクの把握を行うことができました。 【有効性】 集積した情報及び分析結果についてはより幅広く庁内で共有し、金融機関へのヒアリングにおいて活用すること等により、積極的に金融行政への反映を図りました。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 金融システムの安定に影響を及ぼす恐れのある外部要因について、今後も注視していく必要があり、情報収集・分析の高度化等を通じてシステミックリスクの未然防止に向けた取組みを引き続き進めていきます。 【測定指標】 内外の市場動向やマクロ経済情勢等に係る情報の集積・調査・分析を行うことにより、引き続き金融セクターに内在するリスクの早期把握に努めます。

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	監督局総務課監督調査室、監督局総務課監督企画室、検査局総務課、検査局審査課、総務企画局政策課総合政策室	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	---	----------	---------

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策Ⅱ-1)

施策名	利用者が安心して金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
施策の概要	金融サービスの利用者の保護が図られるために、金融実態に則した利用者保護ルール等を整備し、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図る。 また、制定した利用者保護ルールの運用状況を注視し、そのフォローアップを適切に行うとともに、金融関連犯罪の防止等に取り組む。					
達成すべき目標	金融サービスの利用者の保護が図られること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	36	38	29	37
		補正予算(b)	-	▲7	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	36	31	-	-
執行額(百万円)	26	18	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし。					

測定指標	①利用者保護のための更なる政令・内閣府令等の整備	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
		・ファンド販売業者に関する規制の強化策を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立(26年5月23日)、公布(同年5月30日)され、それに伴う関係政令及び内閣府令の改正案を意見公募手続に付しました。 ・金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」の報告書を踏まえ、プロ向けファンドに関する規制の見直しを盛り込んだ「金融商品取引法の一部を改正する法律案」を国会に提出しました(27年3月24日閣議決定)。	26年度	金融商品取引法の一部改正等を踏まえた政府令の整備	達成
		・「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」(監督・検査基本方針)において、顧客ニーズに応える経営や顧客の信頼・安心感の確保等につき確認することとしていることを踏まえ、預金取扱金融機関への定期及び随時のヒアリング等を通じ、金融機関が顧客を第一に考え真に顧客の利益になる金融商品・サービスを提供しているかや、業務継続態勢の整備状況、反社・マネロン対応等の取組状況等を検証しました。 ・預金取扱金融機関における更なる態勢整備のため、反社会的勢力への対応に係る着眼点を追加するため、「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正を行いました。	26年度	必要に応じて監督指針等の改正を行い、監督上の着眼点の明確化を行う。各業界団体との意見交換会等を通じて、内部管理態勢の改善への取組みに関する対話を行う	達成
測定指標	②預金取扱金融機関における更なる態勢整備	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
		・「26事務年度金融モニタリング基本方針」において、適切な保険募集管理態勢の確立のため、保険商品の販売・勧誘ルールの遵守状況、顧客のニーズ及び知識・経験等に留意した説明を行う態勢の整備状況、保険会社等による保険募集人の監督状況について確認することとしていることを踏まえ、保険契約者等の保護の観点から、保険代理店等において、募集形態や規模・特性に応じた実態の把握に努めました。 ・また、保険会社等における更なる態勢整備のため、反社会的勢力への対応に係る着眼点の追加、保険募集管理態勢における規定の整備、システムリスク管理態勢及びシステム統合リスク・プロジェクトマネジメントにかかる着眼点の拡充、少額短期保険業者向け監督指針の改正を内容とする「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正を行いました。 ・金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえ、意向把握義務の導入、情報提供義務の導入、保険募集人に対する体制整備義務の導入等を内容とする「保険業法等の一部を改正する法律」が26年5月に成立しました。	26年度	保険業法等の一部改正を踏まえた政府令、監督指針の規定の整備等を踏まえ、保険会社等における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う	達成
		・「26事務年度金融モニタリング基本方針」において、適切な保険募集管理態勢の確立のため、保険商品の販売・勧誘ルールの遵守状況、顧客のニーズ及び知識・経験等に留意した説明を行う態勢の整備状況、保険会社等による保険募集人の監督状況について確認することとしていることを踏まえ、保険契約者等の保護の観点から、保険代理店等において、募集形態や規模・特性に応じた実態の把握に努めました。 ・また、保険会社等における更なる態勢整備のため、反社会的勢力への対応に係る着眼点の追加、保険募集管理態勢における規定の整備、システムリスク管理態勢及びシステム統合リスク・プロジェクトマネジメントにかかる着眼点の拡充、少額短期保険業者向け監督指針の改正を内容とする「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正を行いました。 ・金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえ、意向把握義務の導入、情報提供義務の導入、保険募集人に対する体制整備義務の導入等を内容とする「保険業法等の一部を改正する法律」が26年5月に成立しました。	26年度	保険業法等の一部改正を踏まえた政府令、監督指針の規定の整備等を踏まえ、保険会社等における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う	達成

測定指標	④金融商品取引業者等における更なる態勢整備	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		<p>・内閣府令及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の改正や「平成26年事務年度金融モニタリング基本方針」を踏まえ、顧客のニーズを踏まえた商品の提供や資産運用能力の向上のため、金融商品取引業者等の経営の考え方、業績評価、現実に提供されている金融商品・サービス等について、ヒアリング等を通じて実態把握及び検証しました。特に、投資信託の提供について販売会社・投資運用会社の双方において顧客のニーズや利益に合う商品が開発・提供されているか、検証を行ったところ、26年度の公募株式投資信託の平均保有期間(＝年間平均残高／年間解約・償還額)は2.15年(昨年:1.98年)と、ここ数年の短期化傾向は止まりました。また、26年度の証券・金融商品あっせん相談センターにおける苦情件数は629件と、昨年度の975件に比べ減少しました。</p> <p>・金融商品取引業者等における更なる態勢整備のため、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針を改正し、第一種金融商品取引業又は第二種金融商品取引業への該当性に関する監督上の着眼点、投資信託の勧誘を行う際、販売手数料等の顧客が負担する費用について分かりやすく説明するための留意事項に係る監督上の着眼点、運用財産相互間取引の禁止の適用除外が認められるための要件・考慮要素に係る監督上の着眼点等を示しました。</p>		26年度	達成
			自主規制機関とも連携しつつ、監督指針の改正等を通じて監督上の着眼点を明確化する等、金融商品取引業者等における更なる体制整備を促すよう指導・監督を行う		
	⑤貸金業者における更なる態勢整備	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		<p>26年6月に反社会的勢力への対応に係る貸金業者向けの総合的な監督指針の改正を行うとともに、同年8月に監督上の重点事項を作成しました。これらの前後を通して、貸金業者については、監督指針等に基づいて適切な態勢整備を行うよう指導・監督を行いました。</p>		26年度	達成
			必要に応じて監督指針等の改正を行い、自主規制機関等と連携しながら、貸金業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う		
	⑥前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備	施策の進捗状況(実績)		目標	達成
		<p>26年6月に反社会的勢力への対応に係る事務ガイドラインの改正を行うとともに、同年8月に監督上の重点事項を作成しました。これらの前後を通して、前払式支払手段発行者及び資金移動業者については、事務ガイドライン等に基づいて適切な態勢整備を行うよう指導・監督を行いました。</p>		26年度	達成
			必要に応じて事務ガイドラインの改正を行い、前払式支払手段発行者及び資金移動業者における更なる態勢整備を促すよう指導・監督を行う		
⑦「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等	基準値	実績値		目標値	達成
	25年度	26年度		26年度	未達成
	40,761件	39,218件		41,000件	
⑧①外部への講師派遣及び②相談室職員研修への対応状況	基準値	実績値		目標値	達成
	25年度	26年度		26年度	達成
	①2回 ②3回	①4回 ②5回		①2回 ②3回	
⑨金融トラブル連絡調整協議会の開催の状況	基準値	実績値		目標値	達成
	25年度	26年度		26年度	達成
	2回	2回		2回	

測定指標	⑩不正利用口座への対応状況	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		金融庁及び全国の財務局等からの情報提供をもとに行ったものを含め、金融機関においては26年4月から27年3月までの間に、466件の利用停止、364件の強制解約等の措置を行いました。			26年度 金融機関において利用停止等の措置を行う	達成
	⑪偽造キャッシュカード等による被害の防止のためのセキュリティ対策の実施状況	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		平成26事務年度金融モニタリング基本方針において、金融サービスの不正利用の防止に向けた対策を監督上の重点事項としました。また、インターネットバンキングに係る犯罪手口が高度化・巧妙化していること等を踏まえ、全国銀行協会では、法人向けインターネットバンキングに係る被害補償の取扱いやセキュリティ強化策について取りまとめ公表(26年7月)したほか、金融庁では、「主要行等向けの総合的な監督指針」等において、預金取扱金融機関におけるセキュリティ対策や顧客への対応について、監督上の着眼点として明確化する等の改正を行いました(27年2月、パブリックコメント開始。27年4月、施行予定)。			26年度 偽造キャッシュカード等による被害の防止のため、金融機関におけるセキュリティ対策の向上に向けた取組みを促すよう指導・監督を行う	達成
	⑫振り込め詐欺救済法に基づく金融機関の被害者に対する返金率	基準値	実績値		目標値	達成
		25年度	26年度		26年度	未達成
		78.2%	68.8%		80%	
	⑬多重債務者相談窓口の周知・広報に係る活動状況	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		金融庁及び財務局等において、消費者及び事業者向けの相談窓口を記載したポスター・チラシ等を作成し、自治体や関係団体に配布したほか、インターネットを含む様々な媒体を活用し、相談窓口の周知・広報を行いました。			26年度 相談窓口について多様な手段により効果的に広報活動を行う	達成
	⑭財務局による管内自治体の相談員等向け研修の参加市区町村数(延べ数)	基準値	実績値		目標値	達成
		25年度	26年度		26年度	達成
		474 市区町村	1,199 市区町村		500 市区町村	
	⑮無登録業者等に対する適切な対応	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		<ul style="list-style-type: none"> 金融庁において、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等について、警告書の発出・公表を158件実施しました(25年度は152件実施、対前年度比3.9%増)。 証券取引等監視委員会において、無登録業者に関し26年度に無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた4件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。 海外の無登録業者による金融商品取引法違反等に関して、経済産業省と連携して、金融庁、関東財務局、一般社団法人金融先物取引業協会と連名で、一般社団法人インターネット広告推進協議会(26年10月)に対し、海外の無登録外国為替証拠金取引(FX)業者の広告掲載自粛に関する要請文書を、また、一般社団法人日本クレジット協会(27年2月)に対し、海外の無登録FX業者との取引の注意喚起に関する要請文書を、それぞれ発出した結果、26年3月末のバイナリーオプション取引に関する国民生活センターへの相談件数は11件と、最も多かった同年8月(343件)に比べ減少しました。 			26年度 無登録業者の詐欺的な投資勧誘等についての注意喚起や、個別の無登録業者への適切な対応を行う	達成

測定指標	⑯法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者に対する適切な対応	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者17者について、社名・代表者名・法令違反行為等を公表しました。 ・証券取引等監視委員会において、適格機関投資家等特例業務届出者に関して26年度に無登録でファンドを販売・勧誘する行為等が認められた2件の事案について、裁判所への禁止命令等の申立てを行いました。 	26年度	法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、社名・代表者名・法令違反行為等の公表、警告書の発出等により適切に対応を行う

評価結果	目標達成度合いの測定結果	施策の分析
	<p>(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)</p> <p>(判断根拠)</p> <p>金融サービスの利用者の保護等の観点から、金融商品取引法や監督指針等を整備し、利用者保護のための制度整備及び金融機関の態勢整備を進めることにより、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築に向けた取組みを進めました。また、証券取引等監視委員会からの建議や調査・検査の過程等から得られた知見・経験を法令改正の立案等に活用しました。</p> <p>今後も、利用者保護の充実に向けた取組みを一層進める必要があります。</p> <p>以上のことから、測定結果を「B」としました。</p>	<p>【達成手段の有効性、効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①については、「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(26年5月23日成立、同年5月30日公布)に伴う関係政令及び内閣府令の改正案を意見公募手続に付したこと及び「金融商品取引法の一部を改正する法律案」(27年3月24日閣議決定)を国会に提出したことにより、投資者の保護の促進に寄与したものと考えています。 ・測定指標②については、反社会的勢力への対応に係る主要行等向けの総合的な監督指針等の改正や、平成26事務年度金融モニタリング基本方針の策定を踏まえ、ヒアリングを通じて法令等遵守等の態勢整備の状況について確認・検証を行ったことは、利用者保護に向けた適切な態勢整備を促す上で一定の効果があったものと考えています。また、確認・検証に当たっては、毎事務年度の監督上の重点項目を明示し、各回のヒアリング等の対話に際しては、ヒアリング項目を事前に明示するなど施策の効率的な運用に心がけました。 ・測定指標③については、金融庁は、証券取引等監視委員会の検査の結果に基づく勧告等を受け、問題のある業者に対し行政処分を行うなど、証券取引等監視委員会と連携をとりながら、投資者保護に努めました。また、投資者保護の観点から、内閣府令及び金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針において、監督上の着眼点の明確化等を行いました。 ・測定指標④については、平成26事務年度金融モニタリング基本方針を踏まえた保険募集管理態勢の整備状況の実態把握や、反社会的勢力への対応に係る着眼点の追加、保険募集態勢における規定の整備、システムリスク管理態勢及びシステム統合リスク・プロジェクトマネジメントにかかる着眼点の拡充、少額短期保険業者向け監督指針の改正を内容とする保険会社向けの総合的な監督指針の改正を行い、その結果概要を公表したことは、適切な態勢整備を促す上で一定の効果があったものと考えています。また、金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえ、意向把握義務の導入、情報提供義務の導入、保険募集人に対する体制整備義務の導入等を内容とする「保険業法等の一部を改正する法律」が26年5月に成立しており、保険会社等における更なる適切な態勢整備に一定の効果が見込まれると考えています。 ・測定指標⑤については、反社会的勢力への対応に係る貸金業者向けの総合的な監督指針の改正や、監督上の重点事項に基づいたヒアリング等を通じて、貸金業者の経営実態・業務運営態勢等の状況について、財務局との連携により効率的に確認・検証を行ったことは、適切な態勢整備の促進に寄与したものと考えています。 ・測定指標⑥については、反社会的勢力への対応に係る事務ガイドラインの改正や、監督上の重点事項に基づいたヒアリング等を通じて、前払式支払手段発行者及び資金移動業者の経営実態・業務運営態勢等の状況について、財務局との連携により効率的に確認・検証を行ったことは、適切な態勢整備の促進に寄与したものと考えています。 ・測定指標⑦については、金融サービス利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用者相談室において利用者からの相談等に対し一元的に対応しています。当相談室で受け付けた相談等の件数やその活用状況を四半期毎に公表し、寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起が必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介しています。26年5月、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供の充実を図るため、「事前相談(予防的なガイド)」窓口を開設し、受け付けた相談等の件数を四半期毎に公表し、26年7月からは、事前相談の受付件数の公表を開始しています。しかしながら、26年度の受付件数は、消費者生活センター等における講演会の実施や、大学における講義等を開催し、その都度、相談室の周知を行ってきたものの、幅広い一般国民に対する広報活動が十分でなかったことを原因の一つとして、目標値を下回ることとなったため、今後、金融サービス利用者等への当相談室の認知度を向上させ、件数を増加させることが新たな課題と考えます。 ・測定指標⑧の①については、当相談室職員を消費生活センターや地方公共団体、高等学校(2校)が主催する講演会に講師として派遣(4回)し、当相談室に寄せられた金融トラブルに関する事例を紹介するなど、金融トラブルの予防的アドバイスの提供を行っています。 ・測定指標⑧の②については、当相談室の相談体制等の充実を図るため、当相談室職員に対し研修を計画し着実に実施(5回)しています。これらにより、利用者の保護の充実や相談体制等の質の向上に資することができたと考えています。 ・測定指標⑨については、26年5月及び12月の金融トラブル連絡調整協議会において、各指定紛争解決機関の業務実施状況や利用者利便の向上に向けた取組み等について議論を行い、各委員から貴重な意見をうかがうことにより、効果的な金融ADR制度の運用状況のフォローアップが実施されたことから、目標達成に寄与したものと考えられます。また、同協議会開催に際しては、指定紛争解決機関と協力し、資料作成を行うなど、効率的に実施しました。

	<p>施策の分析</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標⑩については、預金口座の不正利用に関し、金融庁及び全国の財務局等において、金融機関等へ情報提供を行い、また、注意を促す観点から、情報提供件数等を金融庁ウェブサイトにおいて公表したことにより、預金口座の不正利用防止に一定の効果があつたものと考えています。 ・測定指標⑪については、「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」において、金融サービスの不正利用の防止に向けた対策を監督上の重点事項としたこと等により、金融機関の情報セキュリティ向上に向けた取組みは着実に進められているものと考えています。 ・測定指標⑫については、インターネット広告、政府広報による振り込み詐欺の類型や特徴の解説、当該制度を偽った者による不当な勧誘に関する注意喚起等を通じて返金率の維持に努めましたが、振り込み詐欺犯罪の態様の変化等の影響もあり、目標達成には至りませんでした。 ・測定指標⑬については、多重債務者相談窓口を記載したポスター・チラシ等を作成し、自治体や関係機関・団体に配布したほか、インターネット広告による広報等、広報媒体の多様化を図ることにより、効果的かつ効率的に多重債務者相談窓口の認知度の向上に向けた取組みを実施しました。 ・測定指標⑭については、各財務局が管内自治体の相談員等向け研修を実施するよう促すことにより、26年度は1,199市区町村が研修に参加し、自治体のニーズに即した効果的な相談体制強化が図られました。また、研修の実施に当たっては、都道府県の消費生活センター等と連携を図ることにより、効率的に実施しました。 ・測定指標⑮については、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等について、警告書の発出・公表や、裁判所への禁止命令等の申立て、社名・代表者名・法令違反行為等の公表を行うとともに、警察当局等へ情報提供を行い、被害拡大の防止に努めました。 ・測定指標⑯については、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、財務局等との連携の下、裁判所への禁止命令等の申立てや社名・代表者名・法令違反行為等の公表等を行うことで、投資者被害拡大の防止や同様の違法行為等の未然防止に努めました。
<p>評価結果</p>	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】</p> <p>金融サービスの利用者の保護等の観点から、金融商品取引法や監督指針等を整備し、利用者保護のための制度整備及び金融機関の態勢整備を進めることにより、利用者が金融商品・サービスを安定して利用できるような利用者の信頼度の高い金融システムの構築を図ることとしています。</p> <p>【測定指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①引き続き、利用者保護等の観点から行われた金融商品取引法の改正を受けた、政令・内閣府令の整備を行います。その他、必要に応じ、制度の見直しの検討を行います。 ②引き続き、預金取扱金融機関の適切な態勢整備を促すため銀行法、監督指針等を踏まえ指導・監督していきます。 ③引き続き、金融商品取引業者等の適切な態勢整備を促すため、必要に応じて監督指針等を改正し、明確なルールの整備に努めるとともに、改正した監督指針等を踏まえ、指導・監督をしていきます。 ④引き続き、保険会社の適切な態勢整備を促すため保険業法、監督指針等を踏まえ指導・監督していきます。また、引き続き、金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえて26年5月に成立した「保険業法等の一部を改正する法律」のうち、2年以内に施行する部分について、関連する政令・内閣府令の整備を行います。 ⑤引き続き、貸金業者の適切な態勢整備を促すため貸金業法、監督指針等を踏まえ指導・監督していきます。 ⑥引き続き、前払式支払手段発行者及び資金移動業者の適切な態勢整備を促すため資金決済法、事務ガイドライン等を踏まえ指導・監督していきます。 ⑦引き続き、金融サービス利用者相談室で受け付けた相談等の件数やその活用状況を四半期毎に公表し、また寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」において紹介することとします。また、利用者の利便性の向上を図るため、金融サービス利用に伴うトラブルの発生等の未然防止などに向け事前相談の提供を充実させることとします。 ⑧ ①引き続き、外部への講師派遣を実施していきます。なお、27年度は、政策課金融知識普及係と連携し、5つの大学において金融リテラシーの向上を目的とした講義に当相談室職員が講師として参加する予定です。 <ol style="list-style-type: none"> ②引き続き、当相談室職員に対する研修を計画し、着実に実行していきます。 ⑨引き続き、金融ADR制度の円滑な運営のため、金融トラブル連絡調整協議会の枠組みも活用した金融ADR制度の運用状況のフォローアップを実施し、必要に応じ、更なる改善を図る点について検討を行います。 ⑩引き続き、金融機関等へ預金口座の不正利用に関し、情報提供を継続します。 ⑪引き続き、金融機関における情報セキュリティの向上に向けた取組みをフォローアップします。 ⑫引き続き、返金制度に係る広報を実施していきます。 ⑬引き続き、多重債務者及び多重債務に陥る可能性のある者による相談窓口の認知を一層促進するため、相談窓口について多様な手段により効果的な広報活動を行います。 ⑭引き続き、測定指標として設定することとし、各財務局に管内自治体の相談員等向け研修を実施するよう促し、自治体の相談員等に対する研修機会の拡充を図ります。 ⑮引き続き、無登録業者による詐欺的な投資勧誘等について、警告書の発出・公表や、裁判所への禁止命令等の申立て、社名・代表者名・法令違反行為等の公表を行うとともに、警察当局等へ情報提供を行い、被害拡大の防止に努めます。 ⑯引き続き、販売・勧誘の際の虚偽告知や顧客資産の流用等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、財務局等との連携の下、裁判所への禁止命令等の申立てや社名・代表者名・法令違反行為等の公表等を行うことで、投資者被害拡大の防止や同様の違法行為等の未然防止に努めます。
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>	

政策評価を行う過程において使用した資料
その他の情報

【測定指標①】

- ・平成26年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る政令・内閣府令案等の公表について
(<http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20150213-3.html>)
- ・「適格機関投資家等特例業務の見直しに係る政令・内閣府令案等」に対するパブリックコメントの結果等について
(<http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20150128-2.html>)
- ・金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」報告書の公表について
(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20150128-1.html)

【測定指標②】

- ・「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)の公表について
(<http://www.fsa.go.jp/news/25/20140225-1.html>)
- ・平成26事務年度金融モニタリング基本方針
(<http://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1.html>)

【測定指標③】

- ・「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について
(<http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20140917-1.html>)
- ・平成25年金融商品取引法等改正(1年半以内施行)等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について
(<http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20140627-13.html>)
- ・監督局証券課「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について」
(<http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html>)
- ・証券・金融商品あっせん相談センター「あっせん・苦情・相談の実施概況(年次・半期)」
(http://www.finmac.or.jp/tokei-siryu/index_04.html)

【測定指標④】

- ・監督局総務課等「平成26事務年度 金融モニタリング基本方針(監督・検査基本方針)」について
(26年9月11日公表 <http://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1.html>)
- ・監督局総務課「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について
(26年6月4日公表 <http://www.fsa.go.jp/news/25/20140604-1.html>)
- ・監督局保険課「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正に対するパブリックコメントの結果等について
(26年9月16日公表 <http://www.fsa.go.jp/news/26/hoken/20140916-1.html>)

【測定指標⑤、⑥】

- ・「主要行等向けの総合的な監督指針」等及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)に対するパブリックコメントの結果等について
(<http://www.fsa.go.jp/news/25/20140604-1.html>)

【測定指標⑦】

- ・『「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等』の公表状況
- ・総務企画局政策課金融サービス利用者相談室「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等」
(26年7月31日公表 <http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20140731.html>)
(26年10月31日公表 <http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20141031.html>)
(26年1月31日公表 <http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20150130.html>)
(27年4月30日公表 <http://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/20150430.html>)

【測定指標⑧】

- ・金融サービス利用者相談室における研修の実施状況
別紙のとおり

【測定指標⑨】

- ・総務企画局企画課金融トラブル解決制度推進室「金融トラブル連絡調整協議会」
(http://www.fsa.go.jp/singi/singi_trouble/index.html)

【測定指標⑩】

- ・監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室、総務課郵便貯金・保険監督参事官室「預金口座の不正利用に係る情報提供件数等について」
(27年4月30日公表 <http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150430-4.html>)
- ・全国銀行協会「盗難通帳、インターネット・バンキング、盗難・偽造キャッシュカードによる預金等の不正払戻し件数・金額等に関するアンケート結果および口座不正利用に関するアンケート結果について(別紙5)」
(27年5月28日掲載)

【測定指標⑪】

- ・監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室、総務課郵便貯金・保険監督参事官「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成27年3月末)について」
(27年8月28日公表)
- ・監督局銀行第一課・銀行第二課・総務課協同組織金融室、総務課郵便貯金・保険監督参事官「偽造キャッシュカード等による被害発生等の状況について」
(27年8月28日公表)

【測定指標⑫】

- ・振り込め詐欺救済法に基づく公告(概要):預金保険機構
(<https://www.dic.go.jp/katsudo/furikome/gaiyo/index.html>)

【測定指標⑬、⑭】

- ・総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務問題改善プログラム」
(19年4月20日公表、www.kantei.go.jp/jp/singi/saimu/kettei/070420/honbun.pdf)
- ・総務企画局企画課信用制度参事官室「多重債務者相談強化キャンペーン2014の実施について」
(26年8月15日公表、<http://www.fsa.go.jp/policy/kashikin/campaign/campaign26.html>)

【測定指標⑮】

- ・監督局証券課「無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について」
(<http://www.fsa.go.jp/ordinary/chuui/mutouroku.html>)
- ・裁判所への申立ての実施状況
(<http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/moushitate.htm>)

【測定指標⑯】

- ・適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表の実施状況
(http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/s_kensa.htm)
- ・裁判所への申立ての実施状況
(<http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/moushitate.htm>)

<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局企画課、総務企画局企画課調査室、総務企画局企画課信用制度参事官室、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、総務企画局政策課金融サービス利用者相談室、総務企画局企画課ADR室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局総務課金融会社室、監督局総務課郵便貯金・保険監督参事官室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、監督局保険課、監督局証券課、証券取引等監視委員会事務局</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>
--------------	---	-----------------	----------------

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策Ⅱ-2)

施策名	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
施策の概要	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるため、顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮、地域密着型金融の促進、中小企業の経営改善・事業再生支援、企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化及び金融機能強化法の適切な運用を図ることとしている。					
達成すべき目標	資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	680	409	288	247
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	680	409	-	-
執行額(百万円)	181	169	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定) ・好循環実現のための経済対策(25年12月5日閣議決定) ・地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策(26年12月27日閣議決定) ・「日本再興戦略」改訂2014(26年6月24日閣議決定) ・第189回国会 衆議院財務金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明(27年3月3日) ・第189回国会 参議院財務金融委員会における麻生財務大臣兼金融担当大臣の所信表明(27年3月19日) ・「金融・資本市場活性化に向けての提言」(25年12月13日) ・「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」(26年6月12日) 					

測定指標	①顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		<p>「平成26事務年度金融モニタリング基本方針」において、産業の新陳代謝・経済の成長を支える成長資金の供給や顧客ニーズに即したサービスの提供といった金融仲介機能の発揮を重点施策として明記するとともに、金融商品販売や事業性評価融資に係る金融機関の業務方針・実態について各種ヒアリング・アンケートの実施を通じて、金融機関における顧客のニーズに即したサービスの提供や、顧客企業の経営改善、事業再生、成長につながる積極的な取組み等を促しました。</p>			26年度	達成
	②「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		<p>金融機関等によるガイドラインの積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着するよう、全国各地で実施した金融庁の業務説明会や、政府広報においてガイドラインの周知・広報を行いました。 また、ガイドラインの活用に関して、広く実践されることが望ましい取組みを取りまとめた参考事例集を公表しました。 金融機関等に、中小企業等の顧客に対しガイドラインを周知すること、ガイドラインの更なる活用に努めること及びこれらの取組みについて営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として積極的に取り組むことを要請しました。 ガイドラインの円滑な運用を図る観点から、ガイドラインのQ&Aの一部を改定しました。</p>			26年度	達成
③地域金融機関の地域密着型金融に関する取組み評価	基準値	実績値		目標値	達成	
	25年度	26年度	26年度		達成	
	51.4	58.0	積極的評価の割合が25年度に比べ上昇		達成	
④貸出態度判断D. I.	基準値	実績値		目標値	達成	
	25年度	26年度	26年度		達成	
	9	15	26年3月期の水準を維持		達成	

測定指標	⑤個人版私的整理ガイドラインの運用支援、東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
			26年度	被災者にとって利用しやすい制度となるよう、必要に応じた運用の見直し、及びさらなる周知広報への取組み	達成
		・金融機関に対し、東日本大震災事業者再生支援機構や、個人版私的整理ガイドラインの活用を促すとともに、被災地域の本格的な復興や被災者の生活・事業の再建に向けた金融面での支援状況を確認し、被災者にとって最も適切と考えられる解決策の提案・実行支援を行うよう促しました。 ・個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関し、これまでの仮設住宅等の入居者へのチラシの配布等に加え、新たに金融機関等を通じてガイドラインの利用勧奨のご案内を一齐送付するなど、周知広報を拡充しました。			
測定指標	⑥企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
			26年度	日本企業がアジア地域等の海外に進出する際の企業顧客のニーズに即したきめ細かな金融サービスへの取組み等を促進	達成
		・主要行等については、そのグローバルな業務展開を踏まえ、本事務年度のモニタリングにおいて、日系企業に対する金融面でのサポートの状況を含めた海外業務を確認し、その結果について金融機関にフィードバックを実施しました。 ・アジア諸国に対し、本邦又は相手国でのセミナーの実施、訪日調査団の受入れ等を通じ、法令制定などの制度整備支援や、金融行政に係る知見・経験等の共有といった具体的な金融インフラ整備支援を行いました。			
測定指標	⑦金融機能強化法(震災特例含む)の活用検討の促進及び同法に基づき資本参加を実施した金融機関に対する適切なフォローアップの実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
			26年度	金融機能強化法(震災特例を含む)について活用の検討を促すとともに、同法に基づき資本参加を実施した金融機関について、適切なフォローアップを実施し、計画の履行状況を半期毎に公表する。	達成
		・金融機能強化法に基づき資本参加を行った2金融機関の新しい経営強化計画を公表しました(26年8月)。 ・金融機能強化法に基づき2金融機関に対して資本参加を実施しました(26年12月)。 ・金融機能強化法に基づく資本参加金融機関における経営強化計画の履行状況について、適切にフォローアップを実施し、半期毎にその内容を公表しました。			

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
		(判断根拠)
	施策の分析	<p>【必要性】</p> <p>日本経済がデフレから脱却し、力強い成長を実現していくため、金融機関には、企業の事業性評価に基づく融資を含む資金供給や、企業の経営改善・生産性向上・事業再生に向けた支援等を行い、企業や産業の成長を協力を後押ししていくことが求められています。そのため、金融機関による積極的な金融仲介機能の発揮が重要となっており、金融機関に対して、産業の新陳代謝・経済の成長を支える成長資金の供給などを促していく必要がありました。</p> <p>【効率性】</p> <p>業界団体との意見交換を行いつつ関係省庁や商工会議所等の民間団体と連携して当庁・財務局のリソースを有効に活用し、効率的な施策展開を図っているものと考えています。</p> <p>【有効性】</p> <p>中小企業等の業況等は持ち直しの動きを示しているほか、中小企業向け貸出残高は増加傾向にあります。また、金融機関の貸付条件の変更等の取組みは定着しており、金融の円滑化に向けたこれまでの取組みは相応の成果を上げているもの(測定指標③、④)と考えています。</p>

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>各金融機関による、①顧客のニーズに即したサービスの提供や事業性評価に基づく融資等の促進、②中小企業等の経営改善・事業再生支援の強化といった取組みは一定程度進捗しているものと考えられますが、デフレ脱却と経済の持続的成長をより確かなものとしていくため、引き続き、顧客のニーズに的確に対応した金融仲介機能の発揮に向けた取組みなどを進め、資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備を進めていく必要があります。</p> <p>【測定指標】</p> <p>①金融機関に対し、様々なライフステージにある企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価(「事業性評価」)した上で、それを踏まえた解決策を検討・提案し、必要な支援等を行っていくことを促します。</p> <p>②「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着するよう、引き続き周知・広報に努めるとともに、金融機関等に対して積極的な活用を促していきます。</p> <p>③地域金融機関に対する利用者等からの評価を把握・分析し、その後の監督対応に活用していきます。</p> <p>④中小企業金融の円滑化に向けた取組みの効果を把握していきます。</p> <p>⑤個人版私的整理ガイドラインの運用支援や東日本大震災事業者再生支援機構の活用促進も含め、引き続き被災者支援を促進していきます。</p> <p>⑥ヒアリング等を通じて各金融機関ごとの海外業務の展開方針等を確認し、日本企業がアジア地域等の海外に進出する際の企業顧客のニーズに即したきめ細かな金融サービスへの取組みを促進し、引き続き、企業のアジア地域等への進出支援体制の整備・強化を図ります。当該事業については、次期においては①の測定指標に包含し、達成度を測定します。</p> <p>⑦金融機能強化法に基づき資本参加を行った金融機関について、経営強化計画の履行状況のフォローアップを行うなど、適切な運用に努めていきます。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・監督局総務課協同組織金融室「全国信用協同組合連合会に対する信託受益権等の買取りの決定について」 (平成26年11月19日 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20141119-3.html) ・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画」履行状況報告書等」 (平成26年8月8日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2014b.html) (平成27年2月10日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2015b.html) ・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「経営強化計画等」 (平成26年8月8日、平成26年11月19日公表 http://www.fsa.go.jp/status/keieikyoka/2014a.html) ・日本再生本部事務局「『日本再興戦略』改訂2014—未来への挑戦—」 (http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/honbun2JP.pdf) ・監督局総務課、検査局審査課「平成26事務年度金融モニタリング基本方針(監督・検査基本方針)」 (http://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1/01.pdf) ・監督局総務課「『経営者保証に関するガイドライン』の活用に係る参考事例集(平成26年12月改訂版)の公表について」 (平成26年12月25日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20141225-1.html) ・監督局総務課「『経営者保証に関するガイドライン』Q&Aの一部改定について」 (平成26年10月1日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20141001-1.html) ・監督局総務課「原材料費やエネルギー価格の上昇に係る中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について」 (平成26年10月14日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20141014-2.html) ・監督局総務課「年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について」 (平成26年11月25日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20141125-1.html) ・監督局総務課「年度末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について」 (平成27年3月2日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150302-1.html) ・監督局銀行第二課、総務課協同組織金融室「地域金融機関の地域密着型金融の取組み等に対する利用者等の評価に関するアンケート調査」 (http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20140815-2.html) ・東北財務局理財部金融調整官「個人版私的整理ガイドラインの認知度等に関する調査」 (平成27年2月18日公表 http://tohoku.mof.go.jp/b2_kinyu/GLninntido201502.html)
---------------------------	---

担当部局名	監督局総務課監督調査室、監督局総務課、監督局総務課協同組織金融室、監督局銀行第一課、監督局銀行第二課、検査局総務課	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	---	----------	---------

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策Ⅱ-3)

施策名	資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備					
施策の概要	国民の資産形成等に真に必要な金融サービスが提供されるため、投資信託や保険等の金融サービスの提供のあり方、我が国金融機関が国民のニーズに合った金融サービスを提供するためのあり方を検討する。こうしたサービスの提供を通じて、個人投資家が安心して投資できる制度・環境整備を図る。					
達成すべき目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	7	11	14	25
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-		
		合計(a+b+c)	7	11		
執行額(百万円)	7	10				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本経済再生に向けた緊急経済対策(平成25年1月11日閣議決定) ・日本再興戦略-JAPAN is BACK-(平成25年6月14日閣議決定) ・「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-(平成26年6月24日閣議決定) 					

測定指標	①NISAの普及促進に向けた取組みの進捗状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		27年度税制改正要望において、未成年者向けの「ジュニアNISA」の創設や、現行NISAの年間投資上限額の引上げ(100万円から120万円へ)、NISA口座開設手続きの効率化を要望し、措置されました。	26年度	達成
	②投資信託・投資法人法制の見直しの進捗状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		近年の投資信託商品の多様化及びREITを巡る諸問題を踏まえ、25年6月に成立・公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律(平成25年法律第45号)」のうち、1年6ヶ月以内に施行する部分について、関連する政令・内閣府令の整備を行いました(26年7月2日公布、同年12月1日施行)。	26年度	所要の政令・内閣府令の整備、業界の自主規制団体の規則の内容について業界と議論を通じた制度・環境整備
③金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容の実現に向けた取組みの進捗状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
	金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえた「保険業法等の一部を改正する法律」が平成26年5月に成立し、同法を施行する「保険業法施行令の一部を改正する政令等(3月以内施行)」を26年8月に公布・施行し、「保険業法施行令の一部を改正する政令等(6月以内施行)」を26年11月に公布・施行し、「平成26年改正保険業法(2年以内施行)」に係る政府令・監督指針案を27年2月に公表し、パブリックコメントの募集を実施しました。	26年度	保険業法等の一部改正法の施行に向けた政令・内閣府令の整備	達成
④金融機関の投信窓販等に関する横断的な検証状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
	金融機関の手数料ビジネス(投資信託の窓口販売等)について、25年度検証実施銀行に対するフォローアップ及び地域銀行等の経営戦略等に関する水平的レビューを実施し、真の顧客利益につながり、成長マネー供給の促進にも貢献する業務のあり方を検証しました。	26年度	金融機関の手数料ビジネスに関する水平的レビューの実施	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)</p> <p>(判断根拠)</p> <p>26年1月から開始されたNISAの普及・定着のための税制改正要望提出や目標達成のための所要の政令・内閣府令の整備を行うとともに、投信窓販等に関する水平的レビューを実施する等、国民の資産形成等に真に必要な金融サービスの提供の観点から、必要な制度・環境整備を着実に進めました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、中長期的には、国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されることに向けた取組みを一層進める必要があることから「B」としました。</p>
------	--------------	---

評価結果	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①については、本改正によりNISA制度の拡充や利便性向上が図られ、制度の更なる普及促進につながるものと考えられます。 ・測定指標②については、所要の政令・内閣府令を整備し、投資信託・投資法人法制の見直しについて、進捗に寄与があったものと考えられます。 ・測定指標③については、金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言内容を踏まえた「保険業法等の一部を改正する法律」が平成26年5月に成立し、同法を施行する「保険業法施行令の一部を改正する政令等(3月以内施行)」を26年8月に公布・施行し、「保険業法施行令の一部を改正する政令等(6月以内施行)」を26年11月に公布・施行し、「平成26年改正保険業法(2年以内施行)に係る政府令・監督指針案」を27年2月に公表し、パブリックコメントの募集を実施しており、目標達成に寄与したのと考えています。 ・測定指標④については、本検証の結果、金融機関の投信窓販等において、個人等のニーズを把握し、当該ニーズを踏まえた顧客の利益に真に適うような商品・サービスの提供を行う取組みは進展しており、これまでの当庁の取組みは相応の成果を上げているものと考えています。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 金融サービスの利用者に対して、より質の高い金融サービスを提供するために、制度・環境整備に引き続き取り組んでいくことが必要と考えられます。</p> <p>【測定指標】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①来年度も今年度と同様に設定します。27年度税制改正で措置されたジュニアNISAを含め、NISA制度の更なる普及・定着に向けた周知・広報活動を強化していくとともに、NISAのあり方について、投資家のすそ野を拡大し、「家計の安定的な資産形成の支援」と「経済成長に必要な成長資金の供給拡大」の両立を図るといった制度趣旨や、措置の実績、効果の検証等を踏まえ、引き続き検討を行っていきます。 ②目標を達成しており、次期には測定指標から除外します。 ③27年度も今年度と同様に設定します。金融審議会金融分科会報告「新しい保険商品・サービス及び募集ルールのあり方について」の提言を踏まえて、「平成26年改正保険業法(2年以内施行)に係る政府令・監督指針」の整備を引き続き行います。 ④今後も各金融機関が、真に顧客のニーズに応え、顧客の利益になる経営を行っているか継続的にフォローアップして参ります。

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務企画局市場課「平成25年金融商品取引法等改正(1年半以内施行)等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (26年6月27日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20140627-13.html) <p>【測定指標③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「保険業法施行令の一部を改正する政令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/26/hoken/20140815-1.html) ・「保険業法施行令の一部を改正する政令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/26/hoken/20141121-1.html) ・平成26年改正保険業法(2年以内施行)に係る政府令・監督指針案の公表について (http://www.fsa.go.jp/news/26/hoken/20150218-2.html)
---------------------------	--

担当部局名	総務企画局企画課、総務企画局市場課、総務企画局企画課保険企画室、総務企画局政策課、総務企画局政策課総合政策室、検査局総務課	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	---	----------	---------

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策Ⅲ-1)

施策名	市場インフラの構築のための制度・環境整備					
施策の概要	<p>店頭デリバティブ取引及び国債取引等に関する決済システム等の安全性、効率性及び利便性をより一層向上させることを通じ、信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築するとともに、国際的な動向等を踏まえ、これらの実現を図ることとしている。</p> <p>また、EDINETの整備を通じ、有価証券の発行者の財務内容、事業内容及び有価証券を大量に取得・保有する者の状況を正確、公平かつ適時に開示し、それを基礎として、投資者がその責任において有価証券の価値その他の投資に必要な判断をするための機会を与え、投資者保護を図ることとしている。</p>					
達成すべき目標	信頼性の高い、魅力ある市場インフラを構築すること					
施策の予算額・執行額等	区分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	2,043	1,747	797	704
		補正予算(b)	▲12	▲101	—	—
		繰越し等(c)	—	—		
		合計(a+b+c)	2,032	1,646		
執行額(百万円)		2,012	1,634			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・CPSS/IOSCO市中協議報告書「金融市場インフラのための原則」(平成23年3月10日) ・「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ(平成23年12月26日) ・「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定、平成26年6月24日改訂) 					

測定指標	①店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度の整備状況	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
		<ul style="list-style-type: none"> ・清算集中義務の対象者や対象商品の拡大を盛り込んだ「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等を整備しました(26年6月公布、同年7月施行(対象取引の拡大)、同年12月施行(対象者の拡大))。 ・取引情報の保存・報告制度の対象に保険会社を加えること等を盛り込んだ「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を公布しました(26年11月公布、27年4月施行)。 ・24年改正金融商品取引法で導入された電子情報処理組織の使用義務等(27年9月施行)に関し、金融商品取引業者のうち電子情報処理組織の提供を行う者の要件等を盛り込んだ政令・関係府令を整備しました(26年11月公布、27年9月施行)。 ・清算機関における店頭デリバティブ取引の清算対象取引について、検討内容を審査のうえ認可しました。 			26年度	達成
	②我が国における中央清算された円金利スワップ取引(想定元本)の割合	基準値	実績値		目標値	達成
		25年度	26年度		26年度	達成
		12.7%	19.0%		前年度より向上	
	③国債取引等の証券決済・清算態勢の強化に向けた取組みの支援及び国際合意に則した清算機関等への適切な監督の実施	施策の進捗状況(実績)			目標	達成
<ul style="list-style-type: none"> ・「金融・資本市場に係る制度整備について」(22年1月公表)及び「国債取引の決済リスク削減に関する工程表」(22年6月公表)に基づき、26年11月に日本証券業協会から「国債取引の決済期間の短縮(T+1)化に向けたグランドデザイン」が公表されており、金融庁は、この検討に積極的に参加したほか、金融庁ウェブサイトで公表するなど、市場関係者の取組みを支援しました。 ・清算機関等に対しては、支払・決済システム委員会(CPSS)と証券監督者国際機構(IOSCO)による「金融市場インフラのための原則」等を踏まえて策定した「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」に基づき、定期及び随時のヒアリング等を通じてリスク管理態勢を把握するなど適切に監督を実施しました。 			26年度	達成		
④有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の稼働率(注)システムの定期保守等、故障に因らない停止期間は除外する。	基準値	実績値		目標値	達成	
	25年度	26年度		26年度	達成	
	100%	100%		99.9%		

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成) (判断根拠) 店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に係る政令・内閣府令の整備、国債取引の決済期間の更なる短縮化(T+1)の実現に向けた市場関係者における取組みの支援を行ったほか、「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針」に基づく監督を実施しました。また、EDINETの稼働率についても、100%を確保しました。測定指標の目標が全て達成されていることから、「A」としました。
	施策の分析	【達成手段の有効性、効率性】 ・測定指標①については、清算集中義務の対象者や対象商品の拡大、取引情報の保存・報告義務の対象拡大、電子情報処理組織の使用義務に関して所要の政令・関係府令を整備し、また、日本証券クリアリング機構における清算対象の取引拡大について十分に内容を審査し認可することにより、店頭デリバティブ取引の環境整備に寄与したものと考えられます。 ・測定指標②については、中央清算された店頭デリバティブ取引の割合が着実に増加していることから、店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上を図る取組みの効果が現れているものと考えられます。 ・測定指標③については、国債取引の決済期間の更なる短縮化(T+1)の実現に向けて、26年11月に日本証券業協会から「国債取引の決済期間の短縮(T+1)化に向けたグランドデザイン」が公表されるなど一定の進捗があったものと認められます。また、清算・振替機関等向けの総合的な監督指針に基づいて適切な態勢整備を行うよう監督を実施しました。 ・測定指標④について、今後もシステムの安定運用に努めるとともに、企業内容等の開示に係る制度改正に伴う改修や、開示情報利用者の利便性向上及び開示書類提出者の負担軽減に配慮した開発及び検討を行うことが必要です。なお、参考指標等の26年度における実績は以下のとおりです。 ・有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の稼働率:100% ・開示書類の提出会社数(内国会社):約4,500社(前年度とほぼ同数) ・開示書類の提出件数:別紙資料2のとおり ・EDINETへのアクセス件数:約21,907千件/月(前年度比約8%増加)
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 決済システムは、金融・資本市場を支える重要なインフラであり、金融・資本市場の国際競争力を強化するため、信頼性が高く、かつ魅力ある市場インフラを構築することが課題となっています。 【測定指標】 測定指標①、②、③いずれも、相当程度進展がありました。これらの進展により、市場インフラの信頼性が高まるとともに、魅力ある市場インフラの構築に貢献したものと考えられます。なお、測定指標①、②に関して、引き続き、店頭デリバティブ取引の決済の安定性・透明性の向上に向けた制度整備を進めていく必要があります。また、測定指標③に関して、更なる国債取引等の決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みについて、引き続き支援を行うとともに、清算機関等の市場インフラに対し、適切な監督を実施していく必要があります。

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・外務省「G20 ピッツバーグ・サミット首脳声明」 (平成21年9月24・25日開催、http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/g20/0909_seimei_ka.html) ・金融庁「金融・資本市場に係る制度整備について」 (平成22年1月21日公表、http://www.fsa.go.jp/news/21/syouken/20100121-7.html) ・金融庁「国債取引の決済リスク削減に向けた工程表について」 (平成22年6月29日公表、http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100629-1.html) ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成22年12月22日公表、http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20101222-2.html) ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成23年6月29日公表、http://www.fsa.go.jp/news/22/syouken/20110629-1.html) ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成23年12月19日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111219-1.html) ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成24年6月29日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120629-3.html) ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成24年12月20日公表、http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20121220-1.html) ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成25年6月21日公表、http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20130621-6.html) ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組みの進捗状況について」 (平成25年12月20日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20131220-9.html) ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について」 (平成26年6月24日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20140624-1.html) ・金融庁「証券決済リスク削減に向けた市場関係者の取組の進捗状況について」 (平成26年12月17日公表、http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20141217-3.html) ・金融庁「店頭デリバティブ市場規制にかかる検討会」における議論の取りまとめ (平成23年12月26日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20111226-3.html) ・金融庁「国会提出法案(第180回国会)金融商品取引法等の一部を改正する法律」 (平成24年3月9日提出、平成24年9月6日成立、http://www.fsa.go.jp/common/diet/180/04/riyuu.pdf)
---------------------------	---

<p>政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁「金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令について」 (平成24年5月11日公表、http://www.fsa.go.jp/news/23/syouken/20120511-3.html) ・金融庁「平成22年金融商品取引法等改正(2年6ヶ月以内施行)に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成24年7月11日公表、http://www.fsa.go.jp/news/24/syouken/20120711-1.html) ・金融庁「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等(案)の公表について」 (平成26年5月2日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20140502-1.html) ・金融庁「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令等(案)」に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年6月20日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20140620-5.html) ・金融庁「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令等(案)」及び「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針の一部の改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年11月19日公表、http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20141119-1.html) ・金融庁「店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年11月19日公表、http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20141119-2.html) ・金融庁「BIS支払・決済システム委員会と証券監督者国際機構代表理事会による「金融市場インフラのための原則:情報開示の枠組みと評価方法」の公表について」 (平成24年12月18日公表、http://www.fsa.go.jp/inter/ios/20121218-2.html) ・金融庁「清算・振替機関等向けの総合的な監督指針(案)」に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成25年12月10日公表、http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131210-4.html) ・金融庁「BCBS(バーゼル銀行監督委員会)及びIOSCO(証券監督者国際機構)による、中央清算されないデリバティブ取引に係る証拠金規制に関する最終報告書の公表について」 (平成25年9月3日公表、http://www.fsa.go.jp/inter/ios/20130903-2.html) ・金融庁行政情報化推進委員会「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画」 (平成18年3月28日決定、平成23年3月31日改定、 http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060421/03_0.pdf)
--	--

<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局市場課、総務企画局企業開示課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>
--------------	----------------------------	-----------------	----------------

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策Ⅲ-2)

施策名	市場機能の強化のための制度・環境整備					
施策の概要	市場機能の強化のための制度・環境整備として、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組を行う。					
達成すべき目標	我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されること					
施策の予算額・執行額等	区分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)					

測定指標	①「総合取引所」の実現に向けた取組みに係る制度新設・見直しの進捗状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		総合取引所における商品デリバティブ取引に係る行為規制に関する政令・内閣府令を整備しました(26年8月6日公布、9月1日施行)。	26年度 総合取引所における商品デリバティブ取引に係る行為規制のあり方について、引き続き検討を行う。総合取引所の実現に向け、取引所等関係者への働きかけ等を行う。	達成
測定指標	②「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書(25年12月25日公表)等を踏まえた制度整備に係る進捗状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」の報告書の提言を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」が成立(26年5月23日)、公布(同年5月30日)され、それに伴う関係政令及び内閣府令の改正案を意見公募手続に付しました。	26年度 「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」報告書(平成25年12月25日公表)等を踏まえた必要な制度整備等を継続する。	達成

測定指標	③投資法人に関する規制の見直しの進捗状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		26年度	金融商品取引法等の一部を改正する法律のうち、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等(公布後1年6月以内施行)に係る部分について、関係政府令の整備を行いました(26年7月2日公布、同年12月1日施行)。	金融商品取引法等の一部を改正する法律のうち、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等(公布後1年6月以内施行)に係る部分について、関係政府令の整備を行う。
測定指標	④「日本版スチュワードシップ・コード」(26年2月26日策定)の定着に向けた取組みの実施状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>・26年6月、9月、12月、27年3月:「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを表明した機関投資家のリストを和英両文にて公表しました(27年2月末時点で184の機関投資家が受入れを表明)。</p> <p>・26年9月:金融庁からのメッセージ「機関投資家等の皆さまへ」を和英両文にて公表しました。</p> <p>・その他、国内外の機関投資家向けセミナー等を通じた情報発信・周知活動等を実施しました。</p> <p>(その他関連施策)</p> <p>・26年8月:金融庁と東京証券取引所を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」を設置しました。</p> <p>・26年12月12日～27年1月31日:「コーポレートガバナンス・コードの基本的な考え方(案)≪コーポレートガバナンス・コード原案≫～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」を取りまとめた上、和英両文によるパブリックコメントを実施しました。</p> <p>・27年3月5日:国内外からのパブリックコメントを踏まえ、「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」を確定・公表しました。</p>	26年度	「日本版スチュワードシップ・コード」の定着に向けた情報発信・周知活動等を行う。

目標達成度合いの測定結果		(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
	(判断根拠)	<p>総合取引所に関する政令・内閣府令の整備、25年6月に成立・公布した金融商品取引法等の一部を改正する法律のうち、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等に関する政令・内閣府令の整備、「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れを表明した機関投資家のリストの和英両文での公表等を行い、我が国市場の公正性・透明性を確保しつつ、多様な資金調達手段・適切な投資機会が提供されるための取組みを着実に進めました。</p> <p>測定指標の目標が全て達成となっていますが、中長期的には、市場機能の更なる強化に向けた取組みを一層進める必要があるため「B」としました。</p>
評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>・測定指標①については、「総合取引所」の実現に向けた制度の整備について盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(24年3月9日国会提出)の関係政府令の施行により、総合取引所の実現のための環境が概ね整備されたものと考えられ、目標である市場機能の強化に向けて進展があったものと考えられます。</p> <p>・測定指標②については、「新規・成長企業へのリスクマネーの供給のあり方等に関するワーキング・グループ」の報告書の提言を盛り込んだ「金融商品取引法等の一部を改正する法律案」の成立・公布、さらには関係政令及び内閣府令等の改正案を意見公募手続に付すなど、整備へ向け引き続き検討を行っていることから、目標である新規・成長企業へのリスクマネー供給強化に向けた金融面からの取組みが進んでいると考えられます。</p> <p>・測定指標③については、投資法人の資金調達・資本政策手段の多様化等を内容とする「金融商品取引法等の一部を改正する法律」(25年4月16日国会提出)の関係政府令の公布・施行により、目標である不動産投資市場の活性化へ向けて進展があったものと考えられます。</p> <p>・測定指標④については、「日本版スチュワードシップ・コード」の受入れ状況の3ヶ月毎の公表やセミナー等を通じて、「『日本版スチュワードシップ・コード』の定着に向けた情報発信・周知活動等を行う」という当期の目標を達成しました。更に、「コーポレートガバナンス・コード原案」の策定により、上場企業等の実効性ある企業統治の実現に向けた環境整備に向けて進展があったものと考えられます。</p>
	施策の分析	

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 市場機能の強化のための制度・環境整備として、資金調達に係る利便性の向上等の環境を整備するための取組みを行います。</p> <p>【測定指標】</p> <p>①「総合取引所」の実現に向けた制度整備に係る取組みは日本の金融市場の国際競争力を高めるために不可欠であり、妥当な目標であったものと考えられます。</p> <p>②新規・成長企業へのリスクマネーの供給強化は、経済の持続的な成長を実現していく観点から重要であり、妥当な目標であったものと考えられます。27年度においては、26年度に成立・公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」の施行を目指し、引き続き関係法令等の整備を行っていく必要があります。</p> <p>③投資法人に関する規制の見直しは、目標である不動産投資市場の活性化を実現する観点から重要であり、妥当な目標であったと考えられます。27年度においては、不動産投資市場活性化に向けた取組について、検討を行います。</p> <p>④「日本版ステュードシップ・コード」に関する情報発信・周知活動等を行い同コードの定着を促すことは、上場企業等の実効性ある企業統治の実現に向けた環境整備を図る上で重要であり、当期の目標を設定したことは妥当であったと考えられます。27年度においては、「日本版ステュードシップ・コード」と「コーポレートガバナンス・コード」のより一層の定着を図るため、国内外にわたる情報発信・周知活動等に引き続き取り組みます。</p>
------	---------------	--

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>【測定指標①】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等(商品関連市場デリバティブ取引に係る行為規制関係)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20140801-2.html) <p>【測定指標②】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年金融商品取引法等改正(1年以内施行)等に係る政令・内閣府令案等の公表について (http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20150213-3.html) <p>【測定指標③】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「平成25年金融商品取引法等改正(1年半以内施行)等に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年6月27日公表 http://www.fsa.go.jp/news/25/syouken/20140627-13.html) ・「投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令等に対するパブリックコメントの結果等について」 (平成26年8月29日公表 http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20140829-4.html) <p>【測定指標④】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「日本版ステュードシップ・コードの受入れを表明した機関投資家のリスト」 (平成26年6月10日、9月2日、12月9日、27年3月12日公表 http://www.fsa.go.jp/status/stewardship/index.html) ・「機関投資家等の皆さまへ」 (平成26年9月2日公表 http://www.fsa.go.jp/status/stewardship/kikan.pdf) ・「コーポレートガバナンス・コード原案～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」 (平成27年3月5日策定 http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150305-1/04.pdf)
---------------------------	--

担当部局名	総務企画局企業開示課、総務企画局市場課	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	---------------------	----------	---------

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策Ⅲ-3)

施策名	市場取引の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備					
施策の概要	我が国市場取引の公正性・透明性の向上のため、ディスクロージャー制度等について、制度的枠組み等の整備を図る。また、情報の収集・分析・検査、調査等の市場監視活動を行い、その結果、法令違反等が認められた場合、課徴金納付命令等の勧告、犯則事件としての告発を行い、厳正な対処を図る。					
達成すべき目標	投資者保護のための制度・環境の整備等を図ることにより、我が国市場取引の公正性・透明性の向上に資すること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	246	282	253	260
		補正予算(b)	▲19	▲14	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	227	268	-	-
執行額(百万円)	127	154	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・G20サミット首脳声明(21年9月24日、25日) ・新成長戦略(22年6月18日) ・金融資本市場及び金融産業の活性化等のためのアクションプラン(22年12月24日) ・企業会計審議会「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(25年6月19日) ・「日本再興戦略」改訂2014(26年6月24日) 					

測定指標	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		26年度	
①金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための施策	<ul style="list-style-type: none"> ・有価証券報告書レビューを実施するとともに有価証券報告書の作成に当たり留意すべき点について公表しました。 ・開示書類の虚偽記載等の違反行為に対し、課徴金納付命令の決定を行いました。 ・無届募集であることが判明した場合、無届募集を行っている者に対し有価証券届出書等の提出の催告や、警告書の発出を行ったほか、捜査当局に情報提供しました。 	金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための施策を実施する。	達成
②国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・企業会計審議会(26年10月開催)の下に新たに会計部会が設置され、これを受けて、会計部会(26年12月開催)において、IFRSの任意適用の拡大促進や、我が国としての対外的な意見発信等について審議が行われました。 ・「『日本再興戦略』改訂2014」(26年6月閣議決定)において、IFRSの任意適用企業の拡大促進のための施策の一つとして「IFRS適用レポート」の公表が盛り込まれたことを受け、IFRS任意適用企業に対して、実態調査・ヒアリングを実施しました(『IFRS適用レポート』は27年4月に公表)。 ・あるべきIFRSの内容について意見発信の重要性の観点から、企業会計基準委員会(ASBJ)において、IFRSの個々の基準について我が国としての受け入れ可否が検討され、26年7月に修正国際基準の公開草案が公表されました。 ・任期が到来し改選された後もIFRS財団モニタリング・ボードの議長を引き続き当庁職員が務め、メンバーの拡大や資金確保に向けた議論についての的確な議事運営を行い、IFRS財団のガバナンス強化に貢献しました。 	国際的に高品質な会計基準の設定・適用に向けた取組を実施する。	達成
③情報力に支えられた機動的な市場監視の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・1,084件の取引審査を実施し、問題が把握された取引について、証券監視委内の調査・検査担当課室において実態説明を行い、違反行為が認められたものは勧告等を行いました。 ・一般投資家等からの情報受付について、情報提供を呼びかけるポスター及びリーフレットを新たに作成して全国に配布を行うとともに、ウェブサイト上の情報提供窓口に記載した「提供いただきたい情報の例」をよりわかりやすいものとするなど、有用な情報の収集に努めました。 	機動的な市場監視を実施する。	達成

測定指標	④ 海外当局との必要な連携	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>・証券規制当局間の情報交換枠組みの活用等を通じ、クロスボーダー取引等を利用した内外プロ投資家等による不正取引について、4件の課徴金納付命令勧告を行いました。</p> <p>・アジア太平洋市場監視当局者対話会合及びIOSCOアジア太平洋地域委員会会合の東京での開催、国際会議への出席、海外当局との人材交流や研修派遣、海外当局を訪問しての協議等や情報交換の積極的な実施によりクロスボーダー取引にかかる調査等についての意見交換を行うなど、海外当局との一層の連携強化を図りました。</p>	26年度	海外当局との必要な連携を通じて、クロスボーダー取引を利用した不正取引への対応を行う。
	⑤ 迅速・効率的な取引調査の実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>・金商法改正に伴う課徴金の対象拡大や不正取引の複雑化等に対応するため、事例研究等による調査手法の向上、及び電磁的記録の保全・復元・解析等(デジタルフォレンジック)の積極的な活用により迅速・効率的な取引調査を実施した結果、26年度は38件の課徴金納付命令勧告を行いました。</p>	26年度	迅速・効率的な取引調査を実施する。
	⑥ 迅速・効率的な開示検査の実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>・市場関連部局等との連携を図りつつ、検査の端緒となる市場内外の情報を収集・分析するとともに、デジタルフォレンジックの積極的な活用等による効率的な開示検査を実施した結果、26年度は8件の課徴金納付命令勧告を行いました。</p>	26年度	迅速・効率的な開示検査を実施する。
	⑦ 課徴金制度の適切な運用	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>・不正取引及び有価証券報告書等の虚偽記載等に関し、審判官による審判手続を経て、44件の課徴金納付命令を行いました。</p>	26年度	課徴金制度の適切な運用を行う。
	⑧ 効果的な犯則調査の実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
<p>・26年度は、インサイダー取引事件1件、相場操縦事件2件、偽計事件1件、虚偽有価証券報告書提出事件2件の合計6件について告発を行いました。</p> <p>・その他、クロスボーダーでの不正行為に対処するため、証券規制当局間の情報交換枠組みを積極的に活用し、海外当局との間で調査に有用な情報を交換し、国内の犯則調査の実施に役立てたほか、それら海外当局による処分等の働きかけにも努めました。</p>		26年度	効果的な犯則調査を実施する。	達成
⑨ 政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
	<p>・日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、上場場株券等の取引所金融商品市場外での売買に係る約定結果の誤報告再発防止について検討を行い(金融庁はオブザーバー参加)、26年11月に対応方針が公表されました。</p> <p>・日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、アナリスト・レポートの社内審査及び適正な情報管理等について検討を行い(金融庁はオブザーバー参加)、27年2月、必要な自主規制規則の改正が行われました。</p> <p>・日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、分別管理監査等の外部監査のあり方及びそれらの監査に関する開示のあり方について検討を行っており(金融庁はオブザーバー参加)、今後、検討結果を取りまとめた上で必要な規則等の見直しを行う予定です。</p>	26年度	政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う。	達成

測定指標	⑩効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換の実施	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>・26年度は、自主規制機関との意見交換等について、効率的・効果的な開催に努めた結果、21回開催し、市場における諸問題について認識を共有しました。</p> <p>・また、市場参加者等に対する講演を37回、機関誌等各種広報媒体への寄稿を36件実施し、証券監視委の活動状況や問題意識等を情報発信することで、市場規律の強化に努めました。</p> <p>・課徴金事例集について、事案の内容をより充実させ、講演・寄稿等においても積極的に活用しました。</p> <p>・27年3月には、証券監視委ウェブサイトについて、外部利用者の意見を踏まえた更なるレイアウトの見直しを行いました。</p>	26年度	効果的な情報発信及び関係諸団体との意見交換を実施する。

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)</p> <p>(判断根拠)</p> <p>金融庁においては、有価証券報告書レビューや課徴金納付命令の決定等の実施、自主規制機関等と連携し自主規制規則の見直し等が行われたこと等から、市場の公正性・透明性を確保するための制度・環境整備等について目標どおり貢献することができたと考えています。</p> <p>証券取引等監視委員会においては、不公正取引に対する取引調査、ディスクロージャー違反に対する開示検査、必要に応じた課徴金納付命令の勧告、市場の公正を害する悪質な事案についての検察庁への告発を行いました。</p> <p>また、クロスボーダー取引等を利用した不公正取引に対しては、海外当局と緊密に連携して対処しました。</p> <p>更に、証券監視委の活動状況等の情報発信など市場規律の強化に向けた取組みについても積極的にを行いました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、27年度以降も、人材育成や海外当局との連携の一層の強化、新設される情報解析室の支援の下でのデジタルフォレンジックの更なる活用など、引き続き取り組むべき課題があります。</p> <p>以上のことから、測定結果は「B」としました。</p>
	施策の分析	<p>【必要性】</p> <p>市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護を図るためには、国際会計基準等の市場を取り巻く制度・環境整備を行っていくとともに、金融商品取引業者等における制度整備等への対応状況についてフォローしていくことが必要であると考えています。</p> <p>また、機動性・戦略性の高い市場監視活動及び証券監視委の活動状況や問題意識等の情報発信など市場規律の強化に向けた働きかけを実施していくことが必要であると考えています。</p> <p>【効率性】</p> <p>様々なプレーヤーにより市場で行われる取引その他の活動について検査・調査等を通じて監視し、問題が認められた行為については厳正に対処するほか、市場を取り巻く環境の変化に応じた制度整備などを適切に行っていくことが、市場取引の公正性・透明性を確保するという施策効果を効率的に実現する手段であると考えています。</p> <p>【有効性】</p> <p>金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための取組みの実施や、証券監視委による課徴金勧告を踏まえた監督上の対応、また、証券監視委においては包括的かつ機動的な市場監視活動により、違反行為者について課徴金納付命令勧告や告発等を行うとともに、その内容を市場参加者に対して公表し、市場規律の強化を促したことは、市場の公正性・透明性の確保に有効であったと考えています。</p> <p>さらに、自主規制機関において、各種ワーキング・グループ(金融庁もオブザーバーとして参加)が開催され、自主規制規則の改正等が行われたことは、投資者保護や市場の公正性・透明性の確保に有効であったと考えています。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>金融取引が高度化・複雑化し、市場が激しく変動する中で、我が国市場の公正性・透明性の確保、投資者の保護を図るためには、引き続き、国際会計基準等の市場を取り巻く制度の整備や適切な運用、金融商品取引業者等における制度整備等への対応状況の検証、金融・資本市場における情報の収集・分析、新設される情報解析室の支援の下でのデジタルフォレンジックの更なる活用による迅速・効率的な調査・検査の実施、建議等を通じたルール整備への貢献等、機動性・戦略性の高い市場監視や市場規律の強化に向けた働きかけといった環境整備を実施していくことが必要であると考えています。</p> <p>また、引き続き、自主規制機関と緊密な情報交換等を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組みの充実・改善を後押ししていく必要があります。また、各自主規制機関は金融庁が行政対応を行う対象であるという観点から、各自主規制機関に対して横断的に深度ある監督を行う必要があります。</p>

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p>【測定指標】</p> <p>① 投資者が自らの責任において有価証券の価値その他投資判断を行うために必要な正確な情報を得ることが出来るよう、引き続き金融商品取引法上のディスクロージャーの適切性を確保するための取組みを行っていきます。</p> <p>② 引き続き、国際的な会計基準をめぐる動向を注視しつつ、単一で高品質な国際基準の策定に向けた取組みを行っていく必要があります。</p> <p>③ 引き続き市場動向の変化に対応した情報の収集・分析及び取引審査を行っていく必要があります。</p> <p>④ 海外との間のクロスボーダー取引の拡大等を踏まえ、引き続き海外当局との連携強化を図っていく必要があります。</p> <p>⑤ 金融商品取引法改正に伴う課徴金の対象拡大や不公正取引が複雑化等していることを踏まえ、引き続き迅速・効率的な取引調査を実施していく必要があります。</p> <p>⑥ 正確な企業情報が遅滞なく、適正かつ公平に市場に提供されるよう、引き続き迅速・効率的な開示検査を実施していく必要があります。</p> <p>⑦ 引き続き課徴金制度を適切に運用していきます。</p> <p>⑧ 犯則行為が複雑化・巧妙化していることを踏まえ、必要に応じて各地域の捜査機関や財務局、海外当局とも連携し、引き続き、様々な形態の犯則行為に対して、厳正で効果的な犯則調査を実施していく必要があります。</p> <p>⑨ 市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組みの充実・改善を後押ししていくため、引き続き、自主規制機関との適切な連携を図っていく必要があります。</p> <p>⑩ 市場監視行政の透明性を高め、市場参加者の自主的な規律付けを促していくため、引き続き情報発信及び関係諸団体との意見交換を実施していく必要があります。</p>
------	---------------	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁総務企画局企業開示課「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等及び「企業内容等の開示に関する留意事項について(企業内容等開示ガイドライン)の一部改正(案)」に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20091211-7.html) ・IFRS財団モニタリング・ボードとIFRS財団評議員会によるガバナンス改革及び戦略見直しの報告書の公表について (http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20120213-1.html) ・企業会計審議会 事務局「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」の公表について (http://www.fsa.go.jp/news/24/sonota/20130620-2.html) ・金融庁総務企画局企業開示課「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/25/sonota/20131028-1.html) ・首相官邸「日本再興戦略」の改訂 (http://www.kantei.go.jp/jp/headline/seicho_senryaku2013.html#c001) ・企業会計基準委員会 公開草案「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)(案)」の公表 (https://www.asb.or.jp/asb/asbj/endorsement/exposure_drafts/index.shtml) ・金融庁総務企画局企業開示課「IFRSの任意適用の積上げに関する取組み一前回公表時からの追加的な取組み」 (http://www.fsa.go.jp/inter/etc/20141121-1.htm) ・企業会計審議会 (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kigyuu/top.html) ・金融庁総務企画局総務課審判手続室「課徴金納付命令等一覧」 (http://www.fsa.go.jp/policy/kachoukin/26.html) ・第8期 証券取引等監視委員会の活動方針(公正な市場の確立に向けて) (http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140121.pdf) ・証券取引等監視委員会の取組み (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/index.htm) ・IOSCO(証券監督者国際機構)「多国間MOU署名国一覧」 (https://www.iosco.org/about/?subSection=mmou&subSection1=signatories) ・日本の投資家を狙ったMRIインターナショナル等の証券詐欺において、米国証券取引委員会が管轄裁判所から得た資産凍結及びその他の緊急救済措置に関する公表資料「SEC Obtains Asset Freeze and Other Emergency Relief in Ponzi Scheme Targeting Investors in Japan」 (http://www.sec.gov/litigation/litreleases/2013/lr22832.htm) ・MRIインターナショナル等が起した証券詐欺事件の日本の投資家等への負担に関して、米国証券取引委員会が略式判決で勝訴した公表資料「SEC Obtains Summary Judgment Win On Liability in Ponzi Scheme Case」 (http://www.sec.gov/litigation/litreleases/2014/lr23111.htm) ・管轄連邦地裁の裁判官が、MRIインターナショナルとその最高経営責任者(エドウィン・フジナガ)に対して、証券詐欺事件による5億8千万ドル以上の支払いを命じた命令に関する米国証券取引委員会の公表資料「Judge Orders MRI International Inc. and Its CEO Edwin Fujinaga to Pay More Than \$580 Million in Ponzi Scheme Case」 (http://www.sec.gov/litigation/litreleases/2015/lr23184.htm) ・日本証券業協会「取引所外売買の誤報告への対応について」(平成26年11月18日公表) (http://www.jsda.or.jp/shiraberu/equity_ghkk20141118.html) ・日本証券業協会「「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」及び同規則の考え方の一部改正について」(平成27年2月17日公表、http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/kekka/index.html) ・日本証券業協会「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」 (http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/jisyukisei/gijigaiyou/20140805195326.html)
---------------------------	---

担当部局名	証券取引等監視委員会事務局、総務企画局総務課審判手続室、総務企画局市場課、総務企画局企業開示課、監督局証券課	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	--	----------	---------

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策Ⅲ-4)

施策名	市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境整備					
施策の概要	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するため、金融商品取引業者等に対する効率的かつ効果的な監督及び検査を実施して業務の実態把握を図る。また、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を行うとともに、再発防止のため、業務改善の実施状況の適切なフォローアップを図る。					
達成すべき目標	金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保すること					
施策の予算額・執行額等	区分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	26	27	27	27
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	26	27	-	-
執行額(百万円)		13	25	-	-	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標		施策の進捗状況(実績)		目標	達成				
		①内外の経済・金融環境の変化を踏まえた効率的かつ効果的な監督の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に照らして、利用者保護と市場の公正性確保に重大な問題が認められた金融商品取引業者18者に対し、行政処分を行いました。 ・証券会社の自己資本規制や流動性規制について、バーゼル3に対応するために、告示を改正しました。 ・また、金融安定理事会(FSB)に選定された日系のG-SIBs及び指定親会社といった大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理について、監督上求めるべき事項を明確化するため、「大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理に係る着眼点」を公表しました。 ・証券取引等監視委員会において、適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた17件について、検査結果の公表等を行いました。また、当該17件を含め、金融庁において、販売・勧誘の際の虚偽告知等の法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者24社について、社名・代表者名・法令違反行為等の公表等を行いました。 		26年度	達成			
					施策の進捗状況(実績)		目標	達成	
					②検査対象先の特性に応じた効率的かつ実効性ある証券検査の実施		<ul style="list-style-type: none"> ・大規模証券会社グループに対して、監督部局と共同でヒアリングを行うなど連携を強化し、その中で抽出した検証テーマを中心にオンサイト検証を実施することで、年間を通じて効率的な検査・モニタリングの推進に努めました。 ・検査対象先の選定に当たり、情報の収集先の拡大や深度ある事前分析により、検査実施の優先度の判断等を行い、266件の検査を実施しました。 ・検査の結果、105業者に対して問題点を通知するとともに、重大な法令違反等が認められた16件について、行政処分勧告を行いました。 ・無登録業者及び適格機関投資家等特例業務届出者に対しては、調査・検査を実施し、検査結果の公表や裁判所への金商法違反行為の差止め命令の申立て(6件)を行うなど、被害の拡大防止のための適切な措置を講じました。 ・また、適格機関投資家等特例業務届出者による重大な法令違反等が認められた17件について、検査結果等の公表及び監督部局への情報提供を行いました。 		26年度
施策の進捗状況(実績)		目標	達成						
③政策課題の発生に応じた自主規制機関との適切な連携	<ul style="list-style-type: none"> ・日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、上場株券等の取引所金融商品市場外での売買に係る約定結果の誤報告再発防止について検討を行い(金融庁はオブザーバー参加)、26年11月に対応方針が公表されました。 ・日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、アナリスト・レポートの社内審査及び適正な情報管理等について検討を行い(金融庁はオブザーバー参加)、27年2月、必要な自主規制規則の改正が行われました。 ・日本証券業協会のワーキング・グループにおいて、分別管理監査等の外部監査のあり方及びそれらの監査に関する開示のあり方について検討を行っており(金融庁はオブザーバー参加)、今後、検討結果を取りまとめた上で必要な規則等の見直しを行う予定です。 		26年度	達成					
			施策の進捗状況(実績)		目標	達成			
					26年度	達成			
		政策課題の発生に応じて自主規制機関と必要な協議・検討を行う。							

	<p>目標達成度合いの測定結果</p>	<p>(各行政機関共通区分) A(目標達成)</p> <p>金融庁においては、重大な問題が認められた金融商品取引業者等に対し、行政処分など、金融商品取引業者等における業務運営態勢の改善に向けた取組みを進めました。</p> <p>証券会社の自己資本規制については、バーゼル3の開示規制に対応するため、告示を改正するなど、効率的かつ効果的な監督を行いました。</p> <p>法令違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者について、財務局等との連携の下、投資者被害の拡大防止、同様の違法行為等の未然防止に努めました。</p> <p>日本証券業協会等の各種ワーキング・グループに金融庁もオブザーバーとして参加し、自主規制規則の改正等が行われました。</p> <p>証券取引等監視委員会においては、効率的かつ効果的な検査を行い、重大な法令違反等が認められた場合には、行政処分を求める勧告等を行いました。</p> <p>以上のことから、測定結果は「A」としましたが、27年度以降も、詐欺的な営業を行う悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者について、早期の検査着手により被害の拡大防止等に努めることや、クラウドファンディング業者に係る法整備がなされたことを踏まえ、クラウドファンディング業者に対する検査態勢を整備する必要があるなど、引き続き取り組むべき課題があります。</p>
<p>評価結果</p>	<p>施策の分析</p>	<p>【必要性】 市場仲介機能が適切に発揮されるためには、効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を図ることが必要であると考えています。</p> <p>【効率性】 監督部局と検査部局の緊密な連携等により、様々な情報を収集・分析して検査対象先の業態その他の特性を踏まえたリスク・ベースの検査を効率的に実施し、問題が認められた金融商品取引業者等に対して速やかに行政処分を行ったり、他の金融商品取引業者等での同様の事案の発生を抑制するための事実関係等の公表などを行うことは、市場仲介機能が適切に発揮されるための制度・環境を整備するという施策効果を効率的に実現するものであると考えています。</p> <p>【有効性】 監督部局と検査部局との間で情報共有を行い、迅速に検査を実施して早期に実態を解明し、的確に行政処分を行うとともに、金融商品取引業者等による再発防止策の策定やそれに基づく業務改善の状況を適時適切にフォローアップすることにより、金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営に資することができたと考えています。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p>	<p>【施策】 金融取引が高度化・複雑化し、市場が激しく変動する中で、市場仲介機能が適切に発揮されるためには、引き続き、オン・オフ一体となった効率的かつ効果的な監督及び検査を実施し、金融商品取引業者等の業務の健全かつ適切な運営の確保を行う必要があると考えています。金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するためには、法令に照らして投資者保護等に重大な問題が発生している事実が確認された金融商品取引業者等に対し、引き続き、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、業務改善に向けた取組みを促していく必要があります。併せて、行政処分の内容の公表や、監督指針の整備等を引き続き講じることによって、法令違反の再発防止に向けた、金融商品取引業者等やその利用者への情報提供を行っていく必要があります。</p> <p>また、引き続き、自主規制機関と緊密な情報交換等を行うことにより、市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組みの充実・改善を後押ししていく必要があります。また、各自主規制機関は金融庁が行政対応を行う対象であるという観点から、各自主規制機関に対して横断的に深度ある監督を行う必要があります。</p> <p>【測定指標】 ①金融商品取引業者等の健全かつ適切な運営を確保するためには、法令に照らして投資者保護等に重大な問題が発生している事実が確認された金融商品取引業者等に対し、引き続き、厳正かつ迅速な行政処分を行うとともに、業務改善に向けた取組みを促していく必要があります。併せて、行政処分の内容の公表や、監督指針の整備等を引き続き講じることによって、法令違反の再発防止に向けた、金融商品取引業者等やその利用者への情報提供を行っていく必要があります。</p> <p>②詐欺的な営業を行う悪質な金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者による投資者被害が発生していることや、検査対象業者の範囲の拡大等を踏まえ、引き続き、効率的かつ効果的な検査を実施していく必要があります。</p> <p>③市場の公正性・透明性の確保に向けた業界自身の取組みの充実・改善を後押ししていくため、引き続き、自主規制機関との適切な連携を図っていく必要があります。</p>
<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>政策評価に関する有識者会議</p>	

<p>政策評価を行う過程において使用した資料 その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26事務年度金融モニタリング基本方針(監督・検査基本方針) (http://www.fsa.go.jp/news/26/20140911-1.html) ・金融商品取引業者等向け監督指針 (http://www.fsa.go.jp/common/law/guide/kinyushohin/index.html) ・レバレッジ比率に関する告示案等に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150312-2.html) ・流動性カバレッジ比率の開示に係る内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150227-3.html) ・流動性カバレッジ比率規制に係る「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「金融検査マニュアル」等の一部改正(案)の公表について (http://www.fsa.go.jp/news/26/ginkou/20150206-2.html) ・大規模で複雑な業務を行う金融グループにおける流動性リスク管理に係る着眼点(案)に対するパブリックコメントの結果等について (http://www.fsa.go.jp/news/26/syouken/20140912-4.html) ・第8期 証券取引等監視委員会の活動方針(公正な市場の確立に向けて) (http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140121.pdf) ・平成26年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画 (http://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2014/2014/20140325-1/01.pdf) ・金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告の実施状況、適格機関投資家等特例業務届出者等に対する検査結果等の公表の実施状況 (http://www.fsa.go.jp/sesc/actions/s_kensa.htm) ・日本証券業協会「取引所外売買の誤報告への対応について」(平成26年11月18日公表) (http://www.jsda.or.jp/shiraberu/equity_ghkk20141118.html) ・日本証券業協会「アナリスト・レポートの取扱い等に関する規則」及び同規則の考え方の一部改正について (平成27年2月17日公表、http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/kekka/index.html) ・日本証券業協会「顧客資産の分別管理に関する外部監査等のあり方検討ワーキング・グループ」 (http://www.jsda.or.jp/katsudou/kaigi/jisyukisei/gijigaiyou/20140805195326.html)
---------------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>証券取引等監視委員会事務局、監督局証券課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>
--------------	-----------------------------	-----------------	----------------

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策Ⅲ-5)

施策名	市場機能の発揮の基盤となる会計監査に関する制度・環境整備					
施策の概要	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されるために、監査基準等の整備に係る対応、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督、品質管理レビューの適正な審査及び監査法人等に対する的確な検査、海外監査監督当局との協力・連携、優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進に係る取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	112	107	104	112
		補正予算(b)	▲3	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	109	107	-	-
執行額(百万円)	77	75	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	「日本再興戦略」改訂2014—未来への挑戦—					

測定指標	①監査基準等の整備状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
		<p>監査基準の改訂(平成26年2月)を踏まえ、日本公認会計士協会(JICPA)と意思疎通を確保しつつ、JICPAにおいて当該監査基準を実務に適用するための指針(実務指針)が適切に策定されるよう促しました。また、適正な会計監査の確保に向けた監査基準等の整備のため、監査基準をめぐる国際的な議論の把握を行いました。</p>	26年度	適正な会計監査の確保に向け、監査基準等を整備	達成
	②公認会計士・監査法人等に対する適切な監督	<p>監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行う等、適切な監督を実施しました。適切な監査の実施に資するため、日本公認会計士協会を通じて、有価証券報告書レビューの結果を踏まえた有価証券報告書作成に係る留意点を監査法人等に周知しました。</p>	26年度	虚偽証明等に関わった公認会計士・監査法人等に対して、適切な監督を実施	達成
	③品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の実施状況	<p>品質管理レビューを適正に審査し、その審査結果等を踏まえて、監査法人等に対して報告徴収を行い、品質管理レビューの改善勧告に対応する改善計画の実施状況等について検証しました(平成26年度報告徴収件数は、レビュー実施件数93件のうち67件(実施率72.0%、前年度73.7%)。審査結果等を踏まえて、必要かつ適当であると認められた監査法人等に対して検査を実施し、そのすべての問題点を指摘して改善を促すとともに、業務運営が著しく不当と認められた監査法人等については、金融庁長官に対し、行政処分その他の措置を講ずるよう勧告しました(26年度検査件数15件(うち外国監査法人1件)・勧告件数5件)。</p>	26年度	監査法人等における監査品質の一層の向上に向けた、品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査の的確な実施	達成
	④海外監査監督当局との協力・連携状況	<p>監査監督機関国際フォーラム(IFIAIR)の第14回本会合(ワシントン)、第2回中間会合(トロント)及び各ワーキング・グループにおいて、積極的に議論に参加・貢献するとともに、海外当局との二国間での意見交換等を通じ、諸外国の監査監督当局との連携を強化しました。また、27年3月には審査会設立10周年を記念した国際カンファレンス(監査の質及び監査の役割～コーポレート・ガバナンス強化と金融システム安定に向けて)を開催し、アジアのみならず、世界25カ国から約200名の出席があり、監査監督のさらなる発展に向けた積極的な議論を行いました。</p>	26年度	我が国会計・監査制度に対する国際的な信頼の確保に向けた海外監査監督当局との連携強化	達成
	⑤受験者等への情報発信の拡大状況	<p>全国の大学等において、監査の重要性や公認会計士の使命等をテーマとした講演を実施するとともに、公認会計士試験パンフレットについて、構成や内容を見直し、配布先を拡大したほか、試験における出題範囲の変更点を分かりやすく明示しました。</p>	26年度	多様な人々が試験に挑戦することを促すため、受験者等へ情報発信を拡大	達成

測定指標	⑥優秀な会計人材確保に向けた取組みの推進状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		公認会計士試験合格者等の育成と活動領域の拡大のための「当面のアクションプラン」に基づき、企業向け説明会の実施や、組織内会計士による講演などの施策を実施しました。 また、27年1月、金融庁、審査会、日本公認会計士協会、経済界等の関係者による意見交換会を開催するとともに、「当面のアクションプラン」を改訂、公表しました。	26年度	公認会計士等の活動領域の拡大等に向けた施策の実施や公認会計士資格の魅力向上に向けた検討の実施

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A (目標達成)	<p>監査基準の改訂(平成26年2月)を踏まえ、日本公認会計士協会(JICPA)と意思疎通を確保しつつ、JICPAにおいて当該監査基準を実務に適用するための指針(実務指針)が適切に策定されるよう促しました。また、適正な会計監査の確保に向けた監査基準等の整備のため、監査基準をめぐる国際的な議論の把握を行いました。</p> <p>公認会計士・監査法人に対する品質管理レビューの審査や、その結果に基づく監査法人等に対する検査の実施、厳正な処分など、監査法人等に対する適切な検査・監督を行いました。</p> <p>IFIARを中心とした国際会議において積極的に議論に貢献するとともに、情報交換枠組みや各国の監査監督方針に関する意見交換等を通じて、海外当局との協力・連携を強化しました。</p> <p>公認会計士試験については、試験の公平かつ円滑な実施に努めたほか、多様な人材に公認会計士試験の受験を広く促す観点から、監査の重要性や公認会計士の使命等をテーマとした講演を実施するとともに、公認会計士試験パンフレットの見直しを行うなど、受験者等への情報発信の強化に努めました。また、関係団体と連携しつつ、公認会計士等の活動領域の拡大に向けた施策を実施しました。</p> <p>今後も、引き続き上記の取組みを進める必要があります。</p> <p>以上のことから、測定結果は「A」としました。</p>
	施策の分析	<p>公正・透明な質の高い市場を形成していくことが、我が国の資本市場の活性化、国際競争力の向上に貢献するものと考えています。公認会計士・監査法人による監査は、企業の財務情報の信頼性を確保し、我が国の資本市場の透明性・信頼性を向上させていく上で、極めて重要な役割を担うものであることから、金融庁及び審査会が、監査法人等に対する監督及び検査等を着実に実行することで、公認会計士監査を充実・強化していく必要があります。</p> <p>監査に対する信頼性確保の観点から、品質管理レビューの審査等に基づく監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施したこと、利用者の確実な理解を図るよう検査結果事例集の改訂等を行ったこと、また、監査法人等に対する適切な監督等を行ったことは、監査法人等の監査の質の向上に向けた取組みを促すものであり、厳正な会計監査の確保に一定の効果が上がっていると考えています。</p>	
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 上述のとおり、一定の効果は上がっているものの、引き続き適正な会計監査の確保により市場機能の発揮の基盤が強化されることを目指す必要があります。</p> <p>【測定指標】</p> <p>①26年度目標「監査基準等の整備」は必ずしも毎年度行うものではないことから、次期目標は「監査基準等の整備に向けた取組み」とします。</p> <p>②引き続き財務情報の信頼性の確保において重要な役割を担う監査法人等の非違事例等があれば、厳正な処分を行うなど適正な監督を実施していく必要があります。</p> <p>③引き続き適正な会計監査の確保に資するよう、品質管理レビューのより適正な審査及び監査法人等に対するより実効的な検査を実施していく必要があります。</p> <p>④引き続きIFIARを中心とした監査監督に係る国際的な会合での議論への積極的な参画及び二国間における意見交換等による連携強化を通じ、国内外の議論への積極的な貢献や情報の受発信を行うとともに、監査監督上の協力に関する情報交換取決めの締結に向けた交渉の推進など、海外監査監督当局との多国間・二国間両面での緊密な協力・連携を図っていく必要があります。</p> <p>⑤公認会計士試験に多様な人々が挑戦していただくことを促すため、引き続き受験者にとって有益と考えられる情報発信の拡大や円滑な試験の実施に取り組んでいく必要があります。</p> <p>⑥引き続き公認会計士等の活動領域の拡大等に向けた施策を実行するとともに、公認会計士資格の魅力向上策について議論を深めることにより、優秀な会計人材確保に向けた取組みを推進していく必要があります。</p>	

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料 その他の情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士試験合格者と公認会計士の活動領域の拡大に向けて」（平成21年9月公表、22年5月・8月・23年8月・24年4月更新） (http://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin_goukaku.html) ・ 総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士・試験合格者の活躍フィールド～広がる未来・無限の可能性～」(平成24年8月公表、25年8月・26年8月更新) (http://www.fsa.go.jp/policy/kouninkaikeishi/kounin_goukaku/01.pdf) ・ 総務企画局企業開示課開示業務室「公認会計士及び試験合格者の育成と活動領域の拡大に関する意見交換会 当面のアクションプランの改訂について」（平成27年1月23日公表） (http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20150123-1.html) ・ 公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「監査事務所検査結果事例集の公表について」（平成26年7月14日） (http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20140714.html) ・ 総務企画局企業開示課、公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」（平成21年9月14日公表） (http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20090914.html) ・ 公認会計士・監査審査会事務局審査検査室「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」（平成22年1月14日公表） (http://www.fsa.go.jp/cpaob/shinsakensa/kouhyou/20100114.html) ・ 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「国際関係」 (http://www.fsa.go.jp/cpaob/sonota/index2.html) ・ 平成26年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表について（平成26年6月20日公表） (http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/tantougoukaku26-2.html) ・ 平成26年公認会計士試験論文式試験の試験問題及び答案用紙について（平成26年8月25日公表） (http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/ronbun_monдай26a.html) ・ 平成26年公認会計士試験の合格発表について（平成26年11月14日公表） (http://www.fsa.go.jp/cpaob/kouninkaikeishi-shiken/ronbungoukaku_26.html) ・ 公認会計士・監査審査会事務局総務試験室「公認会計士・監査審査会ウェブサイトへのアクセス件数」
---------------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>公認会計士・監査審査会事務局、総務企画局企業開示課、総務企画局総務課審判手続室</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>
--------------	--	-----------------	----------------

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策IV-1)

施策名	国際的な政策協調・連携強化					
施策の概要	国際金融システムの安定と発展、ひいては日本経済の持続的な成長に貢献するため、国際的な金融規制改革への積極的な参画・貢献、海外当局との連携強化、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策への対応等を図る。					
達成すべき目標	国際的な金融規制改革に積極的に参画し、主導的な役割を担うこと等を通じ、国際金融システムの安定と発展、ひいては我が国経済の持続的な成長に資すること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	G20サントペテルブルク・サミット首脳宣言(25年9月)					

測定指標	①金融庁が参加している国際的な金融規制改革に関する国際会議における基準・指針等の策定状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>国際的な金融規制改革に関する国際会議に出席し、国際的な議論・ルール策定等に積極的に参画・貢献しました。</p> <p>26年度においては、金融庁職員全体で約700回海外出張を行ったほか、電話会議の手法も活用することで、G20をはじめ、FSB、BCBS、IOSCO、IAIS、FATF、OECD、IFRS財団モニタリングボード等の関連フォーラムにおける主要な会議に概ね100%参加しました。</p> <p>また、当庁職員がFSB・アジア地域諮問グループ(RCGA)共同議長、IFRS財団モニタリングボード議長等の主要な会議の議長・副議長職を多数務めたほか、RCGAの京都会合(26年8月)等、アジア各国中銀総裁、金融当局トップ等をはじめとする各国当局幹部が出席する会議を日本国内で開催する等、国際的な金融規制改革の進展に主導的な役割を果たしました。</p>	26年度	金融危機の再発防止及び金融システムの安定確保の観点から、国際的な金融規制改革の議論・ルール策定等に積極的に参画・貢献する。
測定指標	②国際的な金融規制改革に関する国際会議への出席状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>EU、フランス、モンゴル、タイ、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、フィリピン、中国、韓国、インド等との間で二国間協議等を実施したほか、米国、英国その他高度な金融セクターを有する国々との間でも様々なレベルで日常的に対話し、意見交換を実施しました。</p>	26年度	海外の金融当局等との対話を通じて、規制・監督上の問題に関する連携を強化する。
測定指標	③他国当局等との対話の状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>EU、フランス、モンゴル、タイ、ミャンマー、インドネシア、ベトナム、フィリピン、中国、韓国、インド等との間で二国間協議等を実施したほか、米国、英国その他高度な金融セクターを有する国々との間でも様々なレベルで日常的に対話し、意見交換を実施しました。</p>	26年度	海外の金融当局等との対話を通じて、規制・監督上の問題に関する連携を強化する。

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成) (判断根拠) 世界的な金融危機を受けて、金融危機の再発防止と金融システムの安定確保のために、G20・FSB等を中心に国際的な金融規制改革が進められている中、国際的なルール策定等に積極的に参画・貢献しており、重要な会議の議長・副議長を務めるほか、大規模な会合を日本国内で開催する等、金融規制改革の検討・実施に着実な進展に大きく貢献している(測定指標①②)ほか、海外当局との連携も強化しています(測定指標③)。 以上より、測定結果は「A(目標達成)」としましたが、今後も、引き続き国際的な金融規制改革へ積極的に参画する必要があります。
	施策の分析	【必要性】 金融危機の再発を防止するために国際的な金融システムを強化する一方、成長を支えるという金融の役割を阻害しないような規制枠組みを策定すべきとの観点から、国際的な金融規制改革のルール策定時に我が国も積極的に参画していくことが必要です。また、我が国が効果的に意見発信をしていくためにも、関係海外当局との連携を強化していくことが必要です。 【効率性】 国際的な金融規制改革のルール策定等に貢献していくにあたっては、各分野において行われている当該ルールの策定プロセスに積極的に関与していくことが、我が国の意見発信において効率的です。また、二国間の定期的協議等において緊密な意見交換を行うことは、海外当局との連携を強化するだけでなく、規制の実施における協力を図り、我が国企業及び金融機関等の自由かつ円滑な活動を支援するためにも効率的な手段であると考えております。 【有効性】 国際的な金融規制改革のルール策定プロセスに積極的に参加することや、二国間定期協議等による海外当局との連携強化等は、国際金融システムを強化しつつ、日本の金融機関や国益にかなう国際的なルールの策定に繋げていく上で、有効です。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 国際金融システムの安定と発展、我が国経済の持続的な成長に資するため、現在の目標を維持し、引き続き、国際的な政策協調・連携強化を進めていきます。 【測定指標】 ①昨年と同様に設定します。平成26年11月に行われたG20プリズベン・サミットの首脳宣言では、「我々は、金融危機に対応して我々が行った中核的なコミットメントの重要な面を達成した」とする一方、「現下の課題は、新たなリスクに引き続き注意を払いつつ、我々の政策枠組みの残っている要素を最終化することであり、また、合意した金融規制改革を完全に実施すること」とされています。今後も、国際的な金融規制改革の議論において、新たなリスク対応及び残された課題対応にかかる検討は続くほか、合意の実施において、個別の規制がもたらす複合的な効果として生じる予期せぬ影響の防止や規制相互の整合性の維持を図っていくための議論がなされていく予定であり、金融庁として、これらの議論に積極的に参画していく必要があります。 ②昨年と同様に設定します。上で述べたように、今後も国際的な金融規制改革に係る議論が続くと考えられており、また、金融危機後の様々な合意の実施に当たり、我が国金融機関については経済全体に不測の影響が生じることのないよう、今後も国際的な会議の場に積極的に参加し、我が国の意見を発信していくことは必要です。 ③昨年と同様に設定します。国際的な金融規制改革においては、その枠組みを決定することもさることながら、詳細に至るまできめ細かい議論が求められているところ、幹部のみならず様々なレベルにおいて、関係金融当局や国際機関、民間事業者等との連携をより一層深化させていくことの重要性が増しており、今後も、他国当局等と対話を行っていくことは必要です。

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・G20関連 (https://www.g20.org) ・FSB(金融安定理事会) (https://www.financialstabilityboard.org) ・BCBS(バーゼル銀行監督委員会) (http://www.bis.org/bcbs) ・IOSCO(証券監督者国際機構) (http://www.iosco.org) ・IAIS(保険監督者国際機構) (http://www.iaisweb.org) ・FATF(金融活動作業部会) (http://www.fatf-gafi.org/)
---------------------------	---

担当部局名	総務企画局総務課国際室、総務企画局企業開示課、総務企画局市場課、総務企画局企画課調査室、監督局総務課、監督局総務課国際監督室	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	--	----------	---------

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策Ⅳ-2)

施策名	アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調					
施策の概要	アジア域内の金融・資本市場の整備に協力するとともに、我が国企業・金融機関の事業展開を促進するため、アジア諸国における金融・資本市場の整備及び金融業の一層の開放に向けた政策協調の推進、アジア諸国の金融・資本市場の整備に向けた実態調査、アジア金融連携センター(AFPAC)の開設・運営を含む金融行政当局との人材交流の取組みを図る。					
達成すべき目標	アジア諸国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関のアジア経済圏での活動を金融面で支え、アジアの経済成長を日本の経済成長に取り込む					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	133	136	232	288
		補正予算(b)	-	▲1	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	133	135	-	-
執行額(百万円)	126	129	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本再興戦略 - JAPAN is BACK -」(25年6月14日閣議決定) ・『日本再興戦略』改訂2014 - 未来への挑戦 -」(26年6月24日閣議決定) 					

測定指標	①当局間の関係強化に向けた取組状況	基準値	実績値	目標値	達成
		25年度	26年度	26年度	
		協力関係強化に関する覚書締結・書簡交換、技術支援に関する合意	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に引き続き、本年度も、アジア諸国の金融当局との金融技術協力等に関する書簡交換を実施し、長期的な協力枠組みを構築しました。 ・インドネシアと4回、タイと7回、ベトナムと6回、ミャンマーと10回、モンゴルと5回、前年度以上に活発に金融監督当局等と局長級以上のハイレベルで意見交換を実施するなど、二国間協議を通じ、アジア諸国との関係を強化しました。 ・多国間では、当庁職員が共同議長を務める金融安定理事会・アジア地域諮問グループ(FSB・RCGA)のほか、証券監督者国際機構・アジア太平洋地域委員会(IOSCO・APRC)の会合を日本国内で主催する等、国際的な金融規制改革の議論にアジアの声を発信していくことを主導しました。 ・アジア諸国の金融当局との連携強化等を主な目的とした「アジア金融連携センター」を設立・運営し、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナムなどから金融当局者を順次招聘し、計15名の研究員・インターン生がプログラムを修了しました。平成27年3月には、カンボジア、モンゴル、ベトナムから新たに6名の研究員を受け入れています。同センターに招聘した研究員との意見交換や研究員によるプレゼンテーション等の機会を通じ、アジア諸国の金融・資本市場における具体的な課題を学びつつ、外部機関等とも連携しながら各研究員のニーズ・関心に応じたプログラムを提供する等、実効的な金融技術支援を推進するとともに、アジア諸国の金融当局とのネットワークを強化しました。研究員の帰国後も、ニュースレターの送付や庁内職員の出張等の機会に面談を行う等、卒業生とのネットワークの維持に努めています。 	具体的な技術支援の実施	達成
	②技術協力の実施状況		<p>施策の進捗状況(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記の関係構築を土台とし、アジア諸国に対し、そのニーズを十分に踏まえた上で、本邦又は相手国でのセミナーの実施、訪日調査団の受入れ等を通じ、法令制定などの制度整備支援や、金融行政に係る知見・経験等の共有といった具体的な協力案件を形成・実施しました(ミャンマーにおける証券取引所設立支援(法令整備、証券当局職員養成等)を含む)。 ・アジア諸国の金融当局者を対象とした研修事業として、26年10月に銀行監督者セミナー、11月に証券監督者セミナー、27年3月に保険監督者セミナーをそれぞれ東京で開催しました。 ・アジア諸国の金融当局との連携強化等を主な目的とした「アジア金融連携センター」を設立・運営し、モンゴル、ミャンマー、タイ、ベトナムなどから金融当局者を順次招聘し、計15名の研究員・インターン生がプログラムを修了しました。平成27年3月には、カンボジア、モンゴル、ベトナムから新たに6名の研究員を受け入れています。同センターに招聘した研究員との意見交換や研究員によるプレゼンテーション等の機会を通じ、アジア諸国の金融・資本市場における具体的な課題を学びつつ、外部機関と連携しながら各研究員のニーズ・関心に応じたプログラムを提供する等、実効的な金融技術支援を推進するとともに、アジア諸国の金融当局とのネットワークを強化しました。研究員の帰国後も、ニュースレターの送付や庁内職員の出張等の機会に面談を行う等、卒業生とのネットワークの維持に努めています(再掲)。 	技術支援による法制度や決済システム等の金融インフラの向上	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成)		
	施策の分析	<p>アジア各国の金融当局との書簡交換により長期的な協力枠組みを構築したほか、積極的に二国間金融協議等を開催するなど、アジア諸国との連携が大幅に強化されました。その上で、アジア諸国への金融インフラ整備支援等を推進した結果、アジア諸国における金融インフラの整備に進展が見られました。</p> <p>以上のことから、測定指標は「A」としましたが、今後も、引き続きアジア諸国の金融当局との連携強化や具体的な金融インフラ整備支援の取組み等を進める必要があります。</p> <p>【必要性】 緊密な経済関係を有するアジア域内において、日本の企業・金融機関が事業を拡大していく上で、現地における資金調達、決済、投資の基盤となる金融インフラが未整備であること等が障害になっています。このような現状を踏まえ、金融庁は、金融インフラ整備支援やアジア諸国に対する規制緩和要望等を通じて、日本の企業・金融機関のアジアでの事業展開を支援・促進していくことが、アジアの経済成長を日本の経済成長に取り込むために必要であると考えております。</p> <p>【効率性】 アジア諸国に対する技術支援や規制緩和要望をより効果的に行うため、書簡交換等による長期的な協力枠組みを構築するほか、二国間金融協議や国際会議の機会に行う意見交換等を通じてアジアの金融監督当局との情報交換及び連携強化に努めています。</p> <p>【有効性】 アジア諸国への金融インフラ整備支援や規制緩和要望を行うことで、日本の企業・金融機関がアジアで事業を拡大していく上で制約となる金融インフラや金融規制の整備・緩和につながります。これにより、日本の企業・金融機関のアジアでの事業展開を支援・促進することにつながり、ひいてはアジアの経済成長を日本の経済成長に取り込むことにつながる点で有効な施策であると考えております。</p>		
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 アジア諸国をはじめとする新興国の金融・資本市場の整備を促進することを通じて、日本企業及び金融機関の新興国での活動を金融面で支援し、新興国の経済成長を日本の経済成長に取り込むため、新興国における金融インフラ整備支援及び金融・資本市場の規制緩和の促進等の取組みを実施します。</p> <p>【測定指標】 ①昨年と同様に設定します。アジア諸国をはじめとする新興国において、相手方のニーズに応じたきめ細かい金融インフラ整備支援を行うためには、往訪・来訪による意見交換の場を積極的に設けるほか、国際会議の機会等を効果的・効率的に活用して意見交換を行うことを通じて、相手国の金融インフラの発展状況及び支援ニーズの的確な把握、効果的な技術支援のあり方を見極めることが必要です。そのような観点から、これらの新興国の金融当局との協力関係を強化するための取組状況を測定指標とすることは必要かつ重要であると考えております。</p> <p>②昨年と同様に設定します。技術協力の実施は、まさにアジア諸国をはじめとする新興国における金融インフラ整備のツールであり、これを通じて、日本企業及び金融機関のこれらの新興国における活動を金融面で支援し、これらの新興国の経済成長を日本の経済成長に取り込むことを目指しています。</p>		

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし
---------------------------	------

担当部局名	総務企画局総務課国際室	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	-------------	----------	---------

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策IV-3)

施策名	金融サービスの提供者に対する事業環境の整備					
施策の概要	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保するため、規制・制度改革の推進や産業競争力強化法に基づく要望等への対応、事前確認制度の適切な運用、官民による持続的な対話の実施、金融・資本市場活性化策の検討に向けた取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保すること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	13	25	103
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	13	-	-
執行額(百万円)	-	8	-	-		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「規制改革実施計画」(26年6月24日閣議決定) ・「『日本再興戦略』改訂2014」(26年6月24日閣議決定) 等 					

測定指標	①「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討作業	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>規制改革会議において議論され、取りまとめられた「規制改革実施計画」(26年6月24日)に盛り込まれた規制・制度改革事項や、「規制改革ホットライン」に寄せられた規制改革提案等について、規制・制度改革を積極的に推進しました。</p> <p>また、産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」や「グレーゾーン解消制度」に適切に対応すべく、所管省庁としての対応を迅速に行いました(商工会議所及び商工会によるプレミアム商品券発行業務等)。</p>	26年度	「規制改革実施計画」に盛り込まれる項目等の検討・必要な措置の実施
測定指標	②ノーアクションレター、一般法令照会の受理から回答までの処理期間	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>ノーアクションレター制度等の適切な運用を図り、26年度におけるノーアクションレター制度に関する回答実績2件については、いずれも細則に定める処理期間内での回答を実現しています。</p> <p>同じく、一般法令照会制度に関する回答実績1件についても、処理期間内での回答を実現しています。</p>	26年度	ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応について、所定の処理期間の遵守を徹底するとともに、可能な限り、その短縮を図る
測定指標	③官民ラウンドテーブル及び同作業部会の開催実績	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		<p>官民が同じ目線に立って対話を行うため、官民ラウンドテーブル作業部会を計8回開催しました。</p>	26年度	官民ラウンドテーブル及び同作業部会のテーマや議論の深度等を踏まえ必要に応じ開催

測定指標	④「金融・資本市場活性化に向けての提言」を踏まえた金融・資本市場活性化策の検討作業	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		25年12月にとりまとめ公表した「金融・資本市場の活性化に向けての提言」の進捗状況をフォローアップするとともに、更なる施策を検討し積極的に講じていくため、25年に引き続き、財務省と共同で「金融・資本市場活性化有識者会合」を開催し、26年6月には「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」をとりまとめ、公表しました。	26年度	「金融・資本市場活性化策に向けての提言」を踏まえた金融・資本市場活性化策に係る施策の実施

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B「相当程度進展あり」 (判断根拠) 法令改正を含む規制・制度改革の積極的な推進や、本年度に成立した産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」や「グレーゾーン解消制度」への迅速な対応(測定指標①)、事前確認制度の適切な運用による金融行政の透明性・予測可能性の向上(測定指標②)、官民による持続的な対話(測定指標③)に加え、金融・資本市場活性化有識者会合の開催及び、本年度に取りまとめられた「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」を踏まえた金融・資本市場活性化策の検討作業(測定指標④)を通して、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備を、昨年度より一層推進しました。 今後も、個々の規制改革提案への対応をはじめとするこれまでの取組を引き続き進めるとともに、金融を巡る状況の変化に対応し、我が国経済における民需主導の政庁の実現に資するために、規制・制度の在り方を不断に見直していく必要があります。 以上のことから、測定結果は「B」としました。
	施策の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・測定指標①については、「規制改革実行計画」に盛り込まれた項目等の検討・必要な措置の実施」との目標に対し、規制・制度改革を積極的に推進したほか、産業競争力強化法に基づく「企業実証特例制度」や「グレーゾーン解消制度」に適切に対応するための体制整備を行い、所管省庁として必要な対応を迅速に行いました(商工会議所及び商工会によるプレミアム商品券発行業務等)。これらの施策については、金融を巡る状況の変化に対応して、規制・制度等の在り方を不断に見直すことにより対応したものであり、事業費等の特段の予算支出を必要とするものではありません。 ・測定指標②については、金融サービス提供者が、積極的に新しい商品の販売やサービスの提供を行える環境を確保するという目的に対し、達成手段として、法令解釈等の速やかな確認を可能とするよう配慮した対応を促進するものであり、有効かつ効率的に寄与したものと考えられます。 ・測定指標③については、官民ラウンドテーブル作業部会を計8回開催し、官民が同じ目線に立って対話を行い、その結果を報告書に取りまとめました。その報告書に盛り込まれた官民で行う新たな取組みについて、今後、着実に実行に移されていくことは、我が国金融機能の向上・活性化に向けて有効的であると考えられます。なお、官民ラウンドテーブルの会合及び作業部会は、自主的に参加を表明した機関で構成されており、謝金の支払い等の予算措置を必要としない効率的な運営が行われています。 ・測定指標④については、「金融・資本市場活性化に向けての提言」を踏まえた金融・資本市場活性化策の検討・推進」との目標に対し、昨年度より引き続き金融・資本市場活性化有識者会合を開催し、金融界をはじめとする各界の有識者との対話を推進しました。取りまとめられた提言の実現・フォローアップの実施は、我が国金融・資本市場の活性化に向けて有効的であると考えられます。
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】</p> <p>金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境を確保するため、規制・制度改革の推進や産業競争力強化法に基づく要望等への対応、事前確認制度の適切な運用、官民による持続的な対話の実施、金融・資本市場活性化策の検討に向けた取組みを図ることとしています。</p> <p>【測定指標】</p> <p>①目標を達成することができました。これらの目標達成により、金融サービスの提供者が、利用者のニーズに的確に対応しつつ、積極的に事業を展開できる環境の整備が着実に進展したものと考えられます。今後はこれまでの取組みを引き続き進めるとともに、金融を巡る状況の変化に対応しつつ、我が国経済において民需主導の経済成長の実現に向けて、規制・制度の在り方を不断に見直していくほか、引き続き「企業実証特例制度」や「グレーゾーン解消制度」に関する要望や照会に対して、迅速かつ適切な対応を行っていきます。</p> <p>②目標を達成することができました。ノーアクションレター制度等を利用した法令照会への対応については、27年度においても同様の目標を設定し、引き続き、処理期間にも配慮した取組みを行っていきます。</p> <p>③目標を達成することができました。27年度においても、金融機関等との意見交換のための会合を必要に応じ開催します。</p> <p>④目標を達成することができました。27年度も引き続き「金融・資本市場活性化に向けての提言」及び「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」に盛り込まれた施策の速やかな実現に向けて積極的に取り組んでいくとともに、その進捗状況のフォローアップを実施します。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

<p>政策評価を行う過程において使用した資料 その他の情報</p>	<p>・規制改革会議ホームページ (http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/)</p>		
<p>担当部局名</p>	<p>総務企画局政策課、総務企画局企画課、監督局総務課</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成27年6月</p>

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策IV-4)

施策名	金融行政についての情報発信の強化					
施策の概要	金融庁が決定した様々な施策や金融取引に関する注意喚起等について、国民に対して迅速かつ正確に情報発信を行うことが重要であり、大臣等による記者会見等や報道発表、金融庁ウェブサイト等による公表を通じて、積極的に情報発信を行っていく。また、金融庁の施策については、海外での関心も高く、英語による情報発信を強化していく。					
達成すべき目標	金融行政についての情報発信を強化することにより、当局としての方針や施策の意図・内容を内外の関係者に正確に伝える環境の整備を推進すること。					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	①金融庁ウェブサイト(日本語版・英語版)へのアクセス件数	基準値	実績値		目標値	達成
		25年度	26年度	26年度	26年度	達成
		1億5,644万件	1億7,012万件		増加	達成
②金融庁ウェブサイト(英語版)へのアクセス件数	基準値	実績値		目標値	達成	
	25年度	26年度	26年度	26年度	達成	
	496万件	523万件		増加	達成	
③新着情報メール配信サービス登録件数	基準値	実績値		目標値	達成	
	25年度末	26年度末	26年度末	26年度末	未達成	
	37,877件	37,311件		増加	未達成	
④金融庁Twitterのフォロワー数	基準値	実績値		目標値	達成	
	25年度末	26年度末	26年度末	26年度末	達成	
	18,296人	27,791人		増加	達成	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり) (判断根拠) 大臣記者会見や記者向け説明、重要施策に係る政府広報及び英語での情報発信を強化した結果、新着情報メール配信サービス登録件数の目標は達成することができませんでしたが、金融庁ウェブサイト(日本語版・英語版)へのアクセス件数及び金融庁ウェブサイト(英語版)へのアクセス件数のほか、金融庁Twitterのフォロワー数は目標を達成することができました。したがって、「相当程度進展あり」と判断しました。
	施策の分析	金融行政に関する広報の充実として、様々な情報発信ツールを活用しコンテンツの充実に取り組んだ結果、金融庁ウェブサイト(日本語版・英語版)へのアクセス件数及び金融庁ウェブサイト(英語版)へのアクセス件数が増加したことから、本達成手段は全体として有効かつ効率的に寄与したものと考えられます。
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 当局としての方針や施策の意図・内容を内外の関係者に正確に伝える環境を整備するため、現在の目標を維持し、引き続き、金融行政についての情報発信を強化していきます。 【測定指標】 ①目標を達成することができました。情報発信の達成度を測定する指標としては妥当であり、27年度も同様に設定し、引き続き目標の達成を目指していきます。 ②目標を達成することができました。情報発信の達成度を測定する指標としては妥当であり、27年度も同様に設定し、引き続き目標の達成を目指していきます。 ③目標を達成することができませんでした。情報発信の達成度を測定する指標としては妥当であり、27年度も同様に設定し、サービス内容を周知することにより、目標の達成を目指していきます。 ④目標を達成することができました。情報発信の達成度を測定する指標としては妥当であり、27年度も同様に設定し、引き続き目標の達成を目指していきます。

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料 その他の情報	特になし
-------------------------------	------

担当部局名	総務企画局政策課広報室、総務企画局政策課	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	----------------------	----------	---------

平成26年度実績評価書

金融庁26(施策IV-5)

施策名	金融リテラシー(知識・判断力)の向上のための環境整備					
施策の概要	<p>現代社会では、誰しも、ライフステージの各場面において、貯蓄・資産運用、住宅ローン、保険加入等、様々な金融商品を利用し、金融との関わりを持つことは避けられない状況です。</p> <p>こうした中、我が国の現状をみると、多重債務問題の発生や金融資産ゼロ世帯の増加等がみられ、社会人として経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくためには、計画性のない支出は抑え、収支の改善を目指す家計管理や、死亡・疾病・火災等の不測の事態や教育・住宅取得・老後の生活等に備えた生活設計を習慣化するとともに、それぞれの生活設計に合わせて金融商品を適切に利用選択する知識・判断力を身に付けることがますます重要となってきました。</p> <p>こうした状況を受けて、国民一人ひとりが、金融リテラシーを身に付け、また、必要に応じその知識を充実する事ができる機会を提供するための環境を整備します。</p>					
達成すべき目標	金融リテラシーが向上すること					
施策の予算額・執行額等	区分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	17	13	14	16
		補正予算(b)	▲0	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	17	13	—	—
執行額(百万円)		2	10	—	—	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・「日本経済再生に向けた緊急経済対策」(25年1月11日閣議決定) ・「金融・資本市場活性化に向けての提言」(金融・資本市場活性化有識者会合、25年12月13日公表) ・「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」(金融・資本市場活性化有識者会合、26年6月12日公表) 					

測定指標	①国民の金融知識の状況 生活設計策定の有無 ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」	基準値	実績値		目標値	達成	
		25年度	26年度	28年度	28年度		
		37.7	37.3		50	—	
		施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
	②国民の金融知識の状況 金融商品の選択 ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」	金融庁や関係団体から構成される金融経済教育推進会議において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を公表しました。 利用者が、適切な金融知識を得て、それぞれのニーズに応じた金融商品を選択できるよう、関係団体と連携して、金融リテラシーを身に付けるためのシンポジウムや大学生を対象としたモデル講義を実施したほか、ガイドブック等を全国の高校・高専・短大・大学に配布するなど、金融経済教育の推進に取り組まれました。			26年度	金融商品を選択するための金融知識の普及	達成
		施策の進捗状況(実績)			目標	達成	
	③国民の金融知識の状況 金融広報中央委員会の認知度 ※金融広報中央委員会 「家計の金融行動に関する世論調査」	金融広報中央委員会からシンポジウムの講師を招き、委員会の活動状況を周知しました。また、引き続き、委員会のウェブサイト(「知るぽると」)を、金融経済教育に関する情報のインターネットでの最初のアクセス先として、金融庁、関係団体のウェブサイトと相互にリンクを張ったほか、政府広報等を含め、様々な機会を通じて、「知るぽると」の周知を図りました。			26年度	金融広報中央委員会のウェブサイト(「知るぽると」)の周知	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)
		<p>(判断根拠)</p> <p>「金融リテラシー・マップ」を平成26年6月に作成・公表したことにより、身に付けるべき内容が明確になり、より効果的・効率的に金融経済教育を推進することが可能になりました。また、シンポジウムや大学生を対象としたモデル講義を実施するなど、金融経済教育の推進に取り組まれました。</p> <p>その結果、今年度の測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせてみると、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。</p>

評価結果	施策の分析	<p>【必要性】 金融リテラシーの向上を通じて、国民一人ひとりが、経済的に自立し、より良い暮らしを送っていくことを可能とするとともに、健全で質の高い金融商品の提供の促進や家計金融資産の有効活用を促していくことは必要と考えています。</p> <p>【効率性】 多種多様な実施主体がいる中で、最低限身に付けるべき金融リテラシーの内容を共有して、活動に必要な予算を確保しつつ、適切な役割分担を行うことにより、より効率的・効果的な推進を図ることができると考えています。</p> <p>【有効性】 金融経済教育研究会報告書で指摘された諸課題について、関係者が連携しつつ、知恵を絞りながら、持続的に金融経済教育を効率的・効果的に推進することによって、国民の金融リテラシーの向上が図られると考えています。</p>
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 金融リテラシー向上のため、金融経済教育の推進にかかる取組みを図ることとしている。</p> <p>【測定指標】 金融に関する基礎知識や各種金融サービスの特性を理解するためには、金融リテラシーを身に付ける必要があります。そのため、金融広報中央委員会が国民の家計行動の状況を調査した「家計の金融行動に関する世論調査」を指標とすることは適切であると考えます。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・金融研究センター「金融経済教育研究会報告書」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130430.html) ・金融広報中央委員会「金融経済教育推進会議」 (http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/suishin/) ・金融広報中央委員会「金融リテラシー・マップ」 (http://www.shiruporuto.jp/teach/consumer/literacy/) ・金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」 (http://www.shiruporuto.jp/finance/chosa/kyoron_futari/)
---------------------------	---

担当部局名	総務企画局政策課	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	----------	----------	---------

平成26年度実績評価書

金融庁26(業務支援基盤の整備のための取組み1-(1))

施策名	金融行政を担う人材の確保と資質の向上					
施策の概要	高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図るため、組織として力を発揮できる体制に向けた取組みを推進するほか、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づき、金融行政の各専門分野における計画的任用、国際対応力の強化、官民人材交流の促進及び新興国への若手職員の派遣等を着実に実行します。					
達成すべき目標	高い専門性と幅広い視野を持った多様な職員の確保と資質の向上を図ること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	①組織として力を発揮できる体制に向けた取組み	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		職員の基本的な取組姿勢をまとめた「金融庁職員のあり方」について、定期的な人事ヒアリングで管理職から課室職員へ周知・徹底を促したほか、ポータルサイトのトップページに掲載する等、職員への浸透を図りました。	26年度 i)「金融庁職員のあり方」の職員への浸透	達成
		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		PDCAサイクルによる業務改善を行う取組みを継続して実施しました。また、26年度は一層の業務効率化を進めるため、既存業務の優先順位を踏まえ、試行的に業務の廃止・縮小等を実践する等の取組みを行いました。他方、こうした取組みが労働生産性の向上に寄与しているか等の検証が必要であり、今後とも絶えずPDCAサイクルを回していく継続した取組みが必要と考えます。	26年度 ii)PDCAサイクルによる業務改善等の継続実施	達成
		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		26年3月に整備した「金融庁家庭・子育てとキャリアの両立を目指す職場の環境づくり推進会議」での議論も踏まえ、27年1月に「女性職員活躍と職員のワークライフバランス推進のための取組計画」を策定・公表しました。今後、ワークライフバランスの観点での職場環境の整備を含め、取組計画に掲げた施策を着実に実行するなど、継続的な取組みが必要と考えます。	26年度 iii)家庭・子育てとキャリアの両立を目指す職場環境の推進	未達成
	②研修等の実施状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を養成するため、また国際化する行政に対応し得る人材を育成するため、国内外の大学院への留学を行いました。26年度は30名程度を留学させることを目標としていましたが、実績は計27名(25年度26名)となりました。今後は、留学先の拡張等も検討し、様々な分野で専門知識・能力を持つ人材の育成を更に図っていく必要があると考えます。	26年度 国内外の大学院への留学や研修の実施等を通じて、専門性の高い人材の育成を図る	未達成
		施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関や民間企業等への派遣・出向等を行いました。26年度は50名程度を派遣・出向等させることを目標としていましたが、実績は計40名(25年度35名)となりました。今後とも派遣先の拡張等を検討し、外部機関等への派遣・出向等を更に推進していく必要があると考えます。	26年度 国際機関や民間企業等への派遣を通じて、職員の専門性の強化と幅広い視野を持った職員の育成を図る	未達成
	③人材派遣等の状況	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		高い専門性を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする民間経験者や弁護士、公認会計士等の専門家の採用・登用を行いました。26年度は民間専門家の在職者数を350名程度とすることを目標としていた中、実績は計371名(25年度364名)となりました。今後とも、現在の水準を維持していくことを目標とし、外部人材の任用・登用に積極的に取り組んでいく必要があると考えます。	26年度 高い専門性を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、民間専門家を積極的に任用・登用する。	達成
④民間専門家の在職者数	施策の進捗状況(実績)	目標	達成	
	高い専門性を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、金融機関をはじめとする民間経験者や弁護士、公認会計士等の専門家の採用・登用を行いました。26年度は民間専門家の在職者数を350名程度とすることを目標としていた中、実績は計371名(25年度364名)となりました。今後とも、現在の水準を維持していくことを目標とし、外部人材の任用・登用に積極的に取り組んでいく必要があると考えます。	26年度 高い専門性を有する人材を積極的に任用するとの方針に基づき、民間専門家を積極的に任用・登用する。	達成	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)		
	施策の分析	<p>各指標とも、これまでに整理してきた中長期的かつ包括的な枠組み・方針に基づき、26年度も継続的かつ積極的に取り組みました。その結果、組織として力を発揮できる体制に向けた取組み(測定指標①)については、一層の業務効率化に向けた取組みや女性職員の活躍とワークライフバランス推進のための取組計画を策定するなど、着実に取り組むことができましたが、今後は取組計画に掲げた施策を着実に実行するなど、職場環境の整備に向けた継続的な取組みが必要です。</p> <p>また、金融行政を担う人材の確保と資質向上に係る方針に基づく人事運用を基本に取り組んだ結果、民間専門家の在職者数(測定指標④)は目標を達成したものの、国内外での留学者数(測定指標②)や国際機関・民間企業等への派遣・出向者数(測定指標③)は目標を達成することが出来ませんでした。今後とも留学や派遣・出向先の拡張を検討し、更なる職員の専門性の向上に努める必要があると考えています。</p> <p>このように、各測定指標は目標を達成したものもありましたが、一部では未達成となったほか、中長期的に上述の施策を継続的に実施していく必要があるとともに、その効果を不断に検証し、更なる改善を図っていくなど、今後も取り組むべき課題が多いことから、「B」としました。</p>		
	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 金融行政を担う人材の確保と資質の向上</p> <p>【測定指標】 27年度においても引き続き上記の測定指標①～④を設定します。 なお、測定指標①については、27年度は26年度に策定した「女性職員の活躍とワークライフバランス推進のための取組計画」に基づく各施策の実施状況を測定することとします。</p>		
学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議			
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	特になし			
担当部局名	総務企画局総務課、総務企画局総務課開発研修室	政策評価実施時期	平成27年6月	

平成26年度実績評価書

金融庁26(業務支援基盤の整備のための取組み2-1))

施策名	学術的成果の金融行政への導入・活用					
施策の概要	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用するため、金融行政の参考となる調査研究の実施、産・官・学の連携強化に係る取組みを図ることとしている。					
達成すべき目標	的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用すること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	15	13	13	13
		補正予算(b)	▲0	—	—	—
		繰越し等(c)	—	—	—	—
		合計(a+b+c)	14	13	—	—
執行額(百万円)	7	10	—	—		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	特になし					

測定指標	1 金融行政の参考となる調査研究の実施 ・調査研究分析成果の作成	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		庁内の要望に基づく多岐にわたる研究テーマについて、調査研究を実施し、その結果を研究成果報告書としてウェブサイトで公表しました。(計12本) こうした取組みを通じ、金融環境に応じた行政上も意義のある有益な研究を実施しています。	26年度 調査研究分析成果を作成し、金融行政の参考となる調査研究を実施すること。	達成
	2 産・官・学の連携強化 ・コンファレンス、研究会・勉強会等の定期的な開催、 随時、必要に応じて産・官・学の交流を図る機会の設定	施策の進捗状況(実績)	目標	達成
		金融法制・規制の比較・分析の一環として、また、研究者、政府関係者等との連携強化を目的として、シンポジウムを2回開催しました。また、研究者と実務者等の有識者を招いて、庁内職員との勉強会等を行いました。(金融経済学勉強会9回、企業財務研究会1回、昼休み勉強会(金曜ランチオン)23回開催) こうした取組みを通じ、産・官・学の連携強化が一定程度図られたものの、平成25年度と比べると交流の機会は減少していることから、目標は未達成としています。	26年度 コンファレンス、研究会、勉強会等を開催し、産・官・学のより一層の連携強化を図ること。	未達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果 (判断根拠)	(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり) 金融環境の変化に応じた調査研究分析を行っているほか、シンポジウム、勉強会・研究会を開催し、金融庁職員と外部有識者等との交流の機会を設定しており、このような取組みにより、金融行政の遂行に資する研究の実施、産・官・学の連携強化が図られています。 測定指標①については、的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用していることから、目標は達成としましたが、測定指標②については、上記のとおり未達成としたことから、測定結果は「B」としました。
	施策の分析	【必要性】 金融危機の背景には、急激に高度化、複雑化、国際化が進んだ金融環境があり、また、諸外国の金融規制環境、金融監督体制が急速に変化している状況に鑑みれば、今後、こうした変化に的確に対応しつつ適切な行政運営を確保するとともに、国際的な議論に対するわが国の積極的な貢献を図るため、以前にも増して、金融行政に関わる重要分野において専門性が高く、かつ実務に役立つ調査研究の実施が必要であると考えられます。また、金融行政の専門性の向上のために、その成果の職員等への還元を図っていくことが欠かせないと考えられます。26年度においても、より一層の研究体制の強化のため、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用しています。 【効率性】 研究官等による研究結果の庁内外への公表は、基本的に金融研究センターウェブサイト上での公表を主として行っています。また、調査研究については、常勤の研究官にとどまらず、非常勤の特別研究員を活用しています。26年度においても、「特別研究員」を公募し、広く日本の国公立大学・シンクタンク等において金融に関する研究を行っている者の中から、金融研究センター(以下「センターという。))が指定する研究プロジェクトに取り組み、金融行政とアカデミズムの架け橋となる最適な人材を確保するようにしています。

評価結果	<p>施策の分析</p> <p>【有効性】 測定指標①については、的確な調査研究分析を通じて、金融行政の参考となる調査研究の実施という目標に対し、研究体制をより一層強化するため、「研究」と「行政」の橋渡し役を任命するリエゾン制度を活用しつつ、庁内の要望に基づく多岐にわたる研究テーマについて、調査研究を実施し、その結果を研究成果報告書(計12本)として公表しました。こうした取組みを通じ、実務上の課題に対する理解が促進されたことは、当庁の専門性の向上に有効であったと考えられます。</p> <p>測定指標②については、産・官・学のより一層の連携強化という目標に対し、国内外の監督当局者、研究者を招いて、シンポジウムを2回開催しました。シンポジウムでは、実務的かつ時宜を得たテーマを選定し、対外広報を充実させたこと等から、国内外の金融機関職員、監督当局者、研究者といった産・官・学の参加者を多く得て、各国の現状を踏まえ活発な議論が行われました。また、研究者と実務者等の有識者を招いて、庁内職員との勉強会等も開催しました(金融経済学勉強会9回、企業財務研究会1回、昼休み勉強会(金曜ランチョン)23回開催)。これらの取組みを通じ、金融庁として学会・実務界の最新情報に接し、研究成果や実務上の課題に対する理解が促進されたことは、当庁の専門性の向上に有効であるとともに、センターにおけるシンポジウム及び研究会・勉強会の開催によって、産・官・学の連携が強化されたと考えられます。</p>
	<p>次期目標等への反映の方向性</p> <p>【施策】 的確な調査研究分析を通じて、学術的成果を適切に金融行政へ導入・活用するため、金融行政の参考となる調査研究の実施、産・官・学の連携強化に係る取組みを図ることとしている。</p> <p>【測定指標】 ①目標を達成することができました。この目標達成により、金融行政における判断にアカデミズムの知見を有効に活用できたと考えられます。今後も引き続き、庁内要望に基づく多岐にわたるテーマについて、調査研究を行います。</p> <p>②目標を未達成としました。シンポジウム、研究会・勉強会等、金融庁職員と外部有識者等の交流の機会を設定し、産・官・学の連携強化が一定程度図られたものの、その機会は平成25年度と比べると減少しています。次期目標においては、更なる産・官・学の連携強化を図るため、定期的なコンファレンス・研究会・勉強会等の開催以外にも、産・官・学の交流を図る会議等を必要に応じて随時開催します。また、定期的に開催している金融経済学勉強会及び金曜ランチョンについては、開催回数目標を立て、新たに測定指標として追加します。</p>

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・金融研究センターウェブ「平成26年度ディスカッションペーパー」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/seika/seika.html) ・金融研究センターウェブ「シンポジウム(家計の金融活動と地域の中小企業金融のあり方)」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20141119.html) ・金融研究センターウェブ「ADB・OECD・日本 ハイレベル・グローバル・シンポジウム(金融教育を通じたより良いライフプランニングの促進)」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/event/20150305.html) ・金融研究センターウェブ「研究会」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/kenyukai.html) ・金融研究センターウェブ「金曜ランチョン」 (http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/luncheon.html) ・その他センター主催の会合の開催・参加者・招聘者実績
---------------------------	---

担当部局名	総務企画局政策課研究開発室	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	---------------	----------	---------

平成26年度実績評価書

金融庁26(業務支援基盤の整備のための取組み3-1)

施策名	金融行政における情報システムの活用					
施策の概要	「世界最先端IT国家創造宣言」及び「サイバーセキュリティ戦略」等に基づき、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上に取り組むため、業務・システムの最適化を早期に実現し、業務の効率化を図るとともに、情報管理を強化するため情報セキュリティ対策の推進を図ります。					
達成すべき目標	①早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること ②情報システム調達の適正化を図ること ③情報セキュリティ対策の推進を図ること					
施策の予算額・執行額等	区分		24年度	25年度	26年度	27年度
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)		-	-	-	-	
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 「世界最先端IT国家創造宣言」(平成26年6月24日閣議決定) 「業務・システム最適化計画について」(平成26年4月1日各府省情報化統括責任者(CIO)連絡会議決定) 「サイバーセキュリティ戦略」(平成25年6月10日情報セキュリティ政策会議決定) 「サイバーセキュリティ2013」(平成25年6月27日情報セキュリティ政策会議決定) 					

測定指標	①早期に最適化を実施し、業務を効率化 (ア)「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム(業務支援統合システム)」 ・経費削減額 ・業務処理時間の短縮 (1人日:職員1人あたりの1日(8時間)の作業量に相当)	基準値	実績値			目標値	達成
		20年度	25年度	26年度		27年度	-
		7.03億円; 21,485人日	最適化計画に基づく開発作業を実施	最適化計画に基づく開発作業を実施		4.96億円; 12,032人日	
		①早期に最適化を実施し、業務を効率化 (イ)「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」 ・経費削減額	基準値	実績値			目標値
	24年度	25年度	26年度		26年度	達成	
	7.37億円	最適化計画に基づく開発作業を実施	5.19億円		5.73億円		
	①早期に最適化を実施し、業務を効率化 (ウ)「金融庁行政情報化LANシステム(金融庁LAN)」 ・経費削減額 ・業務処理時間の短縮	基準値	実績値			目標値	達成
	20年度	25年度	26年度		26年度	達成	
	5.54億円; 120人日	最適化計画に基づく開発作業を実施	5.32億円; 20人日		5.31億円; 20人日		
	②情報システム調達の適正化 ・情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況	基準値	実績値			目標値	達成
24年度	25年度	26年度		26年度	達成		
100%	100%	100%		100%			
③情報セキュリティ対策の推進 技術的な情報セキュリティ対策を一層強化するほか、情報及び情報システムに係る情報セキュリティ水準の一層の向上を考慮した情報セキュリティ対策の推進に係る所要の整備状況	施策の進捗状況(実績)				目標	達成	
	情報セキュリティ対策のための態勢強化のほか、技術的な対策の導入による情報セキュリティ水準の向上を図った。その他、情報セキュリティに関する規則である「金融庁情報セキュリティポリシー」の改定等を実施した。				26年度 技術的な情報セキュリティ対策を一層強化するほか、情報及び情報システムに係る情報セキュリティ水準の一層の向上を考慮した情報セキュリティ対策を適切に推進するため、所要の整備(情報セキュリティポリシーの改定等)を実施する。	達成	

評価結果	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) A(目標達成) 「①早期に最適化を実施し、業務を効率化」することについては、EDINETで測定指標の目標値以上の効果の発現し、目標を達成したほか、金融庁LANでも概ね目標を達成しました。27年度を目標年度と設定している金融庁業務支援統合システムについては、計画どおり着実に開発作業を実施しました。また、「②情報システム調達の適正化」については、情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況について、目標を達成しました。 「③情報セキュリティ対策の推進」については、体制の強化を図るなどの取組みを着実に実施しました。 これらを踏まえ、測定結果は「A」としました。	
	施策の分析	①早期に最適化を実施し、業務の効率化を図ること [業務・システム最適化計画] (ア)「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム(金融庁業務支援統合システム)」金融庁業務支援統合システムについては、作業スケジュールに基づき、予定どおり、27年3月から全面稼働を開始しました。 (イ)「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」EDINETについては、以下のとおり最適化の効果が発現しています。 ・計費削減額:2.18億円(26年度) (ウ)「金融庁行政情報化LANシステム(金融庁LAN)」金融庁LANについては、以下のとおり最適化の効果が発現しています。 ・経費削減額:0.22億円(26年度) ・業務処理の短縮時間:100人日(26年度) 上記、(ア)～(ウ)について、26年度実施計画においては、目標の達成年度を29年度としていましたが、(ア)については平成26年度末に開発作業が完了し、27年度より事業の効果を見込むことができること、(イ)及び(ウ)については、既に最適化計画による開発作業が完了し、26年度より事業の効果が発現していることから、目標の達成年度を、(ア)については27年度、(イ)及び(ウ)については、26年度にそれぞれ前倒しいたします。また、(ア)及び(ウ)の測定指標「業務処理時間の短縮」について、目標とする短縮時間に変更はありませんが、「基準値」に最適化が実現する前の業務処理時間を、「目標値」に最適化が実現した後の業務処理時間を、それぞれ記載する内容に変更しております。 ②情報システム調達の適正化を図ること [情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況] 情報システム調達の適正化については、昨年度に引き続き、26年度における情報システムに係る全ての政府調達案件を情報システム調達会議に付議し、情報システム調達の妥当性の検証を実施しました。 ③情報セキュリティ対策の推進を図ること 26年度中に以下の取組みを実施しました。 ・情報セキュリティ対策を適切に推進する体制の整備を図ることを目的として、情報セキュリティ対策専門官を配置。 ・サイバー攻撃等に対する技術的な対策の実施。 ・26年5月に「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」が改定され、「府省庁対策基準策定のためのガイドライン」が制定されたことに伴い、金融庁情報セキュリティポリシー及び関連規則を改定。	
	次期目標等への反映の方向性	【施策】 金融行政における情報システムの活用 【測定指標】 ①早期に最適化を実施し、業務を効率化 「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム(金融庁業務支援統合システム)」については、予定どおりに開発作業が完了したため、今後は、安定運用及び目標どおりの効果の発現について測定指標でフォローしていきます。 なお、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)」及び「金融庁行政情報化LANシステム(金融庁LAN)」については、最適化に係る取組が完了しており、今後も26年度と同等の最適化の効果が継続して見込まれることから、次期の測定指標からは除外いたします。 また、上記に加え、「世界最先端IT国家創造宣言」の趣旨を踏まえ、次期より新たに、政府情報システム改革ロードマップに基づく、情報システムの削減数及びスタンドアロンコンピュータの削減台数、並びに、投資計画書に基づく「公認会計士試験システムの政府共通プラットフォームへの移行」に伴うシステム運用経費の削減について測定指標として設定します。 ②情報システム調達の適正化 情報システムに係る政府調達案件の情報システム調達会議付議状況については、庁内の規則に基づき、全ての政府調達案件を情報システム調達会議に付議することとされており、今後も付議率100%が見込まれることから、次期の測定指標からは除外いたします。 ③情報セキュリティ対策の推進 情報セキュリティを取り巻く環境変化に適切に対応できるよう、引き続き、情報セキュリティ対策の強化に取り組んでいきます。	
学識経験を有する者の知見の活用	・金融庁情報システム調達会議 ・政策評価に関する有識者会議		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	・「2014年(平成26年)度 金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化実施評価報告書」(平成27年6月24日 金融庁行政情報化推進会議決定) ・「2014年(平成26年)度 有価証券報告書等に関する業務・システム最適化実施評価報告書」(平成27年6月24日 金融庁行政情報化推進会議決定) ・「2014年(平成26年)度 金融庁ネットワーク(共通システム)最適化実施評価報告書」(平成27年6月24日 金融庁行政情報化推進会議決定) ・「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(平成26年度版)」(平成26年5月19日 情報セキュリティ政策会議) (http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/kijyun26.pdf)		
担当部局名	総務企画局総務課情報化統括室、総務企画局総務課管理室、総務企画局企業開示課、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課	政策評価実施時期	平成27年6月

平成26年度実績評価書

金融庁26(業務支援基盤の整備のための取組み3-(2))

施策名	災害等発生時における金融行政の継続確保					
施策の概要	金融庁業務継続計画等の見直しや実践的な防災訓練を実施するとともに、関係機関との連携強化を図りつつ、同計画の実効性の検証を行うことにより、金融庁の業務継続体制の充実・強化を図る。					
達成すべき目標	金融庁の業務継続体制の充実・強化を図ること					
施策の予算額・執行額等	区分	24年度	25年度	26年度	27年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	-	-	-	-
		補正予算(b)	-	-	-	-
		繰越し等(c)	-	-	-	-
		合計(a+b+c)	-	-	-	-
執行額(百万円)	-	-	-	-		
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・首都直下地震緊急対策推進基本計画(平成26年3月28日閣議決定) ・政府業務継続計画(首都直下地震対策)(平成26年3月28日閣議決定) ・新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月7日閣議決定) ・新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン(平成26年3月31日) 					

測定指標	①災害等発生時における金融行政の継続確保のための取組み	施策の進捗状況(実績)	目標値	達成
		「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」の策定などを踏まえ、「金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)」の改定や、代替庁舎で業務を継続するために必要となる事項を定めたマニュアルの策定を行いました。 また、「新型インフルエンザ等対応中央省庁業務継続ガイドライン」の改定などを踏まえ、「金融庁業務継続計画(新型インフルエンザ等対応編)」の改定を行いました。	26年度	達成
	②災害等発生時に備えた防災訓練	施策の進捗状況(実績)	目標値	達成
		政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを実施しました。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を実施しました。 さらに、新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を実施しました。	26年度	達成

評価結果	目標達成度合いの測定結果	<p>(各行政機関共通区分) B(相当程度進展あり)</p> <p>(判断根拠)</p> <p>測定指標①については、「金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)」の改定や、代替庁舎で業務を継続するために必要となる事項を定めたマニュアルの策定を行いました。また、「金融庁業務継続計画(新型インフルエンザ等対応編)」の改定を行いました。</p> <p>測定指標②については、政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練等を行い、また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を実施し、民間金融機関等との更なる連携を図りました。さらに、新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を実施するなど、関係機関と連携して実践的な防災訓練を実施しました。</p> <p>測定指標の目標は全て達成となっていますが、施策の目標と照らし合わせると、今後も、業務継続体制の充実・強化を図るために金融庁業務継続計画の実効性を検証するなど取り組むべき課題があることから、測定結果を「B」としました。</p>
	施策の分析	<p>測定指標①については、「金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)」の改定や、代替庁舎で業務を継続するために必要となる事項を定めたマニュアルの策定を行いました。また、「金融庁業務継続計画(新型インフルエンザ等対応編)」の改定を行いました。</p> <p>測定指標②については、政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練等を行い、また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を実施し、民間金融機関等との更なる連携を図りました。さらに、新型インフルエンザ等の国内感染期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁新型インフルエンザ等対策本部幹事会の運営訓練等を実施するなど、関係機関と連携して実践的な防災訓練を実施しました。</p> <p>これらの取組みは、金融庁の業務継続体制の充実・強化に一定の効果があったと考えています。</p>

評価結果	次期目標等への反映の方向性	<p>【施策】 金融庁業務継続計画等を見直すとともに、政府防災訓練への参加及び庁内・関係金融機関との防災訓練についても引き続き実施します。</p> <p>【測定指標】 ①「政府業務継続計画(首都直下地震対策)」などを踏まえ金融庁業務継続計画の実効性を検証するなど見直しを実施します。 ②金融行政の継続確保の観点からの実践的な訓練を実施します。</p>
------	---------------	---

学識経験を有する者の知見の活用	政策評価に関する有識者会議
-----------------	---------------

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> ・金融庁業務継続計画 (http://www.fsa.go.jp/news/26/sonota/20140728-1.html) ・全国銀行協会(ニュース&トピックス) (http://www.zenginkyo.or.jp/abstract/news/detail/nid/5117/)
---------------------------	---

担当部局名	総務企画局政策課、総務企画局総務課、総務企画局総務課管理室、監督局総務課	政策評価実施時期	平成27年6月
-------	--------------------------------------	----------	---------